

訴 狀

被	原
告	告
国	劉
	連
	仁

中国人強制連行・強制労働損害賠償請求事件

訴訟物の価額
貼用印紙額

年二〇、〇〇〇、〇〇〇円
訴訟救助申立につき貼付せず

争訟の性質

争訟の性質を記載する欄

中華人民共和国山東省高密市井沟鎮草泊村

原告

劉

連

仁

〒一六〇

東京都新宿区本塩町四丁目四番 祥平館ビル九階

東京中央法律事務所

〇三(三三五三)一九二一

右訴訟代理人弁護士

尾山

宏

〒一一三

東京都文京区本郷二丁目一一番六号 谷口ビル五階

文京協同法律事務所

〇三(三八一八)六一五一

同

弁護士

小野寺

利

孝

〒一〇二

東京都千代田区九段南三―八―一〇 川内ビル

高橋・岡田法律事務所

〇三(三三二二)〇五五一

同

弁護士

高橋

融

外別紙訴訟代理人目録記載のとおり

〒一〇〇

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一号

被告

国

右代表者法務大臣

長尾

立

子

請 求 の 趣 旨

一 被告は、原告に対し、金二〇、〇〇〇、〇〇〇円及びこれに対する訴状送達の日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え

二 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決ならびに執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
第一 本件訴訟の基底をなすもの―日本の加害責任と一五年戦争の概要・・	3 頁
一 日本の加害責任についての誤った考え・・	3 頁
二 一五年戦争の概要・・	5 頁
1 前史・・	5 頁
2 満州事変・・	6 頁
3 日中戦争・・	8 頁
4 アジア太平洋戦争・・	8 頁
三 一五年戦争における日本軍の残虐行為・・	9 頁
1 犠牲者・・	9 頁
2 中国での残虐行為・・	9 頁
第二 中国人強制連行の背景と政策決定に至る経緯・・	12 頁
一 はじめに・・	12 頁
二 閣議決定・・	13 頁
三 石炭の国家統制と国の石炭増産政策・・	14 頁
1 国による石炭大増産政策の展開・・	14 頁

(一)	戦時石炭大增産政策の策定	14
(二)	商工大臣による石炭鉱業連合会に対する諮問	16
2	労働力大量投入と国家統制による石炭大增産の強行	18
(一)	石炭大增産と労働力依存・労働者の酷使	18
(二)	石炭の国家統制による石炭大增産の強行	20
四	閣議決定の背景	23
五	閣議決定の内容	25
1	決定事項の内容	25
2	決定事項の分析	26
第三	強制連行は実際にはどのように行われたか	28
一	現地視察	28
二	試験「移入」	28
三	本格実施	29
1	次官会議決定と昭和一九年度国民動員計画実施計画	29
2	敗色濃い当時の戦局	30
3	犠牲必至の本格実施	31
4	本格「移入」の実態はどうであったか	31
(一)	はじめに	31
(二)	中国人を集めるための方針	33
(三)	中国人を実際にはいかにして集めたか	35
(四)	日本の事業場にどのようにして連れてきたか	37

(五) 日本の事業場にどのように配置されたか	38 頁
(六) 雇用契約の欺瞞	39 頁

第四 強制「労働」における実態	42 頁
-----------------	------

一 労働管理の状況	42 頁
-----------	------

二 衣食住について	44 頁
-----------	------

1 収容所の状況について	44 頁
--------------	------

2 衣食の状況について	45 頁
-------------	------

三 労役の状況	46 頁
---------	------

1 労役の種類	46 頁
---------	------

2 生産、労役の量、強度について	47 頁
------------------	------

3 死亡並びに行方不明の状況	47 頁
----------------	------

4 まとめ	48 頁
-------	------

第五 原告の被害の実態	50 頁
-------------	------

一 原告の職業・家族構成	50 頁
--------------	------

二 強制連行の状況	50 頁
-----------	------

三 日本での強制労働	53 頁
------------	------

四 逃亡	59 頁
------	------

五 遺棄	61 頁
------	------

六 発見	62 頁
------	------

七 帰国まで	63 頁
--------	------

八	現在に至る経過・・・・・・・・・・・・・・・・	64
---	-------------------------	----

第六	被告日本国の責任・・・・・・・・	65
----	------------------	----

一	法的評価の対象となるべき被告国の行為・・・・・・・・	65
---	----------------------------	----

1	違法評価の局面・・・・・・・・	65
---	-----------------	----

(一)	政策自体の違法・・・・・・・・	65
-----	-----------------	----

(二)	戦後の不作為の違法・・・・・・・・	65
-----	-------------------	----

(三)	日本軍人等の個々の行為の違法・・・・・・・・	66
-----	------------------------	----

2	企業の責任と被告国の責任の関係・・・・・・・・	66
---	-------------------------	----

3	違法評価の規範（国際法と国内法）・・・・・・・・	67
---	--------------------------	----

二	強制連行・強制労働の違法性・・・・・・・・	67
---	-----------------------	----

1	奴隷条約及び国際慣習法としての奴隷制の禁止違反・・・・・・・・	67
---	---------------------------------	----

(一)	奴隷条約・・・・・・・・	67
-----	--------------	----

(二)	慣習法としての奴隷制禁止・・・・・・・・	68
-----	----------------------	----

(三)	条約・慣習法違反・・・・・・・・	69
-----	------------------	----

2	人道に対する罪違反・・・・・・・・	69
---	-------------------	----

(一)	新たな戦争犯罪としての人道に対する罪・・・・・・・・	69
-----	----------------------------	----

(二)	人道に対する罪と極東国際軍事裁判所判決の国際的承認・・・・・・・・	70
-----	-----------------------------------	----

(三)	強制連行・強制労働と人道に対する罪・・・・・・・・	70
-----	---------------------------	----

(四)	人道に対する罪違反と加害国の賠償責任・・・・・・・・	70
-----	----------------------------	----

3	ILO第二九号条約「強制労働に関する条約」違反・・・・・・・・	71
---	---------------------------------	----

(一)	強制労働の禁止・・・・・・・・	71
-----	-----------------	----

(二) 私人に対して強制労働を禁止する締約国の義務	72
(三) 条約違反	72
4 国際人道法（ハーグ条約及び附属規則）違反	73
(一) 一九〇七年ハーグ陸戦条約	73
(二) ハーグ陸戦規則	74
(三) 遵守されるべき占領地の法律、私権の内容	74
(四) 総加入条項とハーグ条約、規則の適用、国際慣習法化	75
(五) 我が国の判例の立場	76
(六) 国際人道法の成立	77
(一) 一九四九年ジュネーブ第四条約	77
(二) 国際人道法における文民保護の内容	77
(三) 役務提供強要の可否	78
(四) 国際人道法違反	78
5 中国国内法及び日本法の違反	78
(一) 準拠すべき国内法	78
(二) 損害賠償に関する中国法の規定	79
6 債務不履行責任（安全配慮義務違反）	80
7 違法状態解除の責任と被告国の救済義務	80
三 被告国の損害賠償請求責任	81
1 国際違法行為による国家責任と個人の権利	81
(一) 国際違法行為と国家責任のあり方	81
(二) 国家責任の客体の変容（誰に対して責任を負うか）	82

(三)	国際人権法の深化と個人の国際法上の主体性	83
(四)	国際犯罪の被害者の賠償請求権	84
2	ハーグ条約三条により創設された個人の損害賠償請求権	85
(一)	ハーグ条約による個人の損害賠償請求権の明示	85
(二)	ハーグ規則と個人の権利	86
(三)	ジュネーブ条約追加議定書によるハーグ条約の原則の確認	87
3	条約、国際慣習法の国内法的効力	87
(一)	条約等の国内法的効力	87
(二)	直接適用の問題	88
(三)	国内法としての請求	89
4	中国国内法及び日本法による損害賠償請求権の成立	89
(一)	中国国内法による損害賠償請求権	89
(二)	日本法による損害賠償請求権	90
5	日中共同声明による中国政府の賠償請求権放棄と個人賠償請求権の帰趨	90
四	原則劉連仁の損害	91

はじめに

この事件は一人の中国の農民が、日中一五年戦争の最末期の一九四四年秋に、大日本帝国の政策により、家族から完全に切り離されて故郷の中国華北から日本国内に強制連行され、苛酷な奴隷労働をさせられたことにより生じた損害を、日本国を被告として請求する訴訟である。

原告は日本に連行された後、北海道の炭鉱で強制労働のための宿舎Ⅱタコ部屋にいられ、最低限の衣食住も保障されず、文字どおり残酷な強制労働をさせられた。原告は、このまま日本人の言うがままに働き続けていたら殺されてしまふと考え、そのタコ部屋を戦争が終わるわずか一五日前の一九四五年七月末に脱走した。その後戦争が終わってから、原告は不幸にもその事実を知らぬまま北海道の山中を逃走し続けていたが、戦後一三年を経た一九五八年二月、たまたま民間人に発見され保護されるに至った。この一三年間原告は、厳寒の北海道の冬を一回、日本官憲と企業の追手を恐れて逃げ回っていたのである。この間に原告が受けた苦難は文字どおり筆舌に尽くしがたいものであった。

したがって、この事件は、一面において他の朝鮮人や中国人の強制連行事件同様の一五年戦争時の被告国の戦争責任を問う一連の事件と共通する特徴を持つが、他の面から見ると、これらの事件とは際だって異なる特徴がある。それは戦後長期間に亘り、被告国が原告を救出せず放置していた責任を問う訴訟であることである。被告国の戦争中の行為に対する責任の取り方については、後に述べるように厳しい批判的意見があるが、責任を回避する姿勢は既に戦争が終わった直後から問題があり、これが今日まで続いていることが本件を見ると良く分かる。

原告は、被告国によって強制的に日本に連行されたのであって、決して自分の意志で日本へ来たのではない。又労働も自分の意志で働いたのではなく、被告国などによって強制労働をさせられたから、そしてその状態があまりにも残酷であったから、その難を避けるためにその強制労働のための宿舎Ⅱタコ部屋から脱走したのである。

被告国が原告のこの脱走を熟知していたことは、外務省管理局が終戦直後作成した報告書中の残留者名簿に、原告を

指す「劉連戸」の名が記載されていることによって明らかになっている。原告と一緒に、中国華北から強制連行され、北海道の明治鉱業株式会社昭和鉱業所で強制労働させられていた他の一八六人の労働者は、戦後間もなく中国に送還された。原告を指す「劉連戸」は残留したとされるが、そこには行方不明の理由が、一九四五年七月三〇日の宿舎よりの逃走と記載されているのである。原告と同じ日に昭和鉱業所を脱走した四名の中国人は、その後遅くとも一九四六年春までに全員が発見・保護され、中国に送還されている。したがって、その際の調査からも原告が北海道山中を逃走中であることは明らかになっていたはずである。

不法な強制連行と強制労働の結果、これから避難するために脱走してやむを得ず山中に入った原告に対し、被告国はその原因を作った者として、原告を捜索・発見し、保護・送還する義務があることは明らかであるのに、このための措置を全くとらなかったのである。

本件は、強制連行と奴隷労働から生じた被害に加えて、以上のような戦後の新たな状況下で被告国に発生した、原告に対する捜索・発見し、保護・送還する義務の全くの不履行のために、一三年間山中を放浪しなければならなかったことに対する損害賠償責任をも問う訴訟である。この点で本件訴訟は新たな特徴を持った事件であるといえる。

第一 本件訴訟の基底をなすもの——日本の加害責任と一五年戦争の概要

戦争被害の回復は、戦後五〇年を超えた今日においても、なお加害国であるわれわれの責務であり、この問題を直視することは我が国司法にとっても避けることのできない義務であることを銘記しなければならない。また、原告が被った損害の本質及びそれに対する被告国の法的責任を考える場合、日中一五年戦争に関する基本的な歴史の理解は不可欠である。以下には、本件強制連行・強制労働の実態をみる前に、戦争責任に対するこれまでの我が国政府の姿勢と、一中国農民に過ぎなかった原告の運命を翻弄した、日中一五年戦争という大きな歴史の歯車の流れを概観する。

一 日本の加害責任についての誤った考え方

「罪の有無、老幼いづれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関わり合っており、過去に対する責任を負わされているのであります。」

心に刻みつづけることがなくとも重要であるかを理解するため、老幼たがいに関わり合ねばなりません。また助け合えるのであります。

問題は過去を克服することではありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはありません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」(ヴァイツゼッカー演説、永井清彦訳『荒れ野の四〇年』岩波ブックレット一六頁)。

これは、一九八五年五月八日、当時のリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカードイツ大統領が、ドイツ敗戦四〇周年にあたって連邦議会で行った有名な演説の一部である。このヴァイツゼッカー大統領の演説は、内外の人々に

深い感銘を与えた。この演説に象徴されるドイツの自らの戦争責任と加害責任に対する真摯で誠実な反省と謝罪の姿勢は、戦後五〇年を通じて終始一貫している。ドイツは敗戦後間もない一九四九年から謝罪と補償を始め、これから続けようとしている。このようなドイツの多年にわたる一貫した謝罪と補償の積み重ねこそが、諸国民のドイツに対する信頼と更には尊敬の念をさえ育んできたことは周知の事実である。これに対して、ドイツと同じ侵略国の立場に立つ日本政府の侵略と加害行為に対する対応は、これまであまりにも誠意に欠けていたといつてよい。そしてこの日本政府の姿勢こそがアジア諸国民の日本に対する信頼を損なってきたことは、国内外の多くの人々が指摘し続けてきたところである。

日本の保守党政治家や閣僚が、植民地支配や侵略戦争を正当化したり日本軍の残虐行為を否定する発言を性懲りもなく繰り返し、その都度アジア諸国の厳しい批判を浴びて発言を撤回し、あるいは閣僚を辞任せざるをえないという醜態を繰り返してきたことも周知のとおりである。また昨年六月の衆議院の「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」も、敗戦後五〇周年という重要な節目の年に、過去の歴史に決着をつけるという謳い文句でなされたものであったが、その内容には遂に謝罪の文字が入れられず、わが国の植民地支配や侵略戦争の正当化としか理解できないような文言が含まれていたため、中国をはじめとするアジア諸国から厳しい批判を浴びたことは記憶に新しい。

このように日本が厳しい批判の眼で見つめられている状況の下で、政治家たちが果たしえなかった日本への信頼回復が、日本の司法の手によって可能とされるか否かが、本件訴訟で問われているもっとも基本的な問題なのである。この訴訟の成りゆきは、中国その他のアジア諸国はもとより、世界の国々から注目されるといってよい。原告は、本件審理にあたって貴裁判所がこのような本件訴訟が持つ歴史的な意味、国際的な意義を強く自覚されることを希望する。

アジア・太平洋戦争における日本軍によるアジア諸国民の犠牲者は実に二、〇〇〇万人にのぼるといわれている。一九三一年以来一九四五年まで、一五年の永きにわたって日本軍の侵略を受けた中国の犠牲はとくに甚大であった。

一九三七年度の盧溝橋事件以降だけでも中国軍民の死者は、約九〇六万人にのぼった。日本軍は、南京大虐殺をはじめ中国各地で中国人多数を極めて残忍な方法で殺傷し、強姦し、財産を奪い、「従軍慰安婦」と称して中国人婦女を拉致して性的奴隷とし、あるいは中国人を日本に強制連行して極めて悪劣な条件の下で過酷な労働に従事させるなど、中国人の人々に甚大な被害を蒙らせた。その残酷さは、多くの中国人捕虜などを「マルタ」と称して細菌兵器開発のための人体実験に供した七三一部隊の所業に象徴的に示されている。それはまさに悪魔の仕業というに応しい非人間的行為であった。

このため、生き残った人々や殺害された人々の遺族は、戦後五〇年を経過した今日もなお筆舌に尽くしがたい精神的・身体的痛苦を味わっている。これに対し、日本政府は個人の被害者に対する謝罪と賠償を戦後五〇年もの間全く行っていない。

しかしながら、自国の犯した罪科について、被害者に対し、政府として謝罪と賠償を行うことは、人道上の道義的義務であるばかりでなく、今日の国際法上の法的義務である。

戦後五〇年以上が経過し、既に謝罪と賠償とが遅きに失していること、及び被害者やその遺族が高齢に達していることを考慮すれば、右の謝罪と賠償とはできるだけ速やかになさなければならないことはこれ以上多言を要しない。

二 一五年戦争の概要

1 前史

日本の対外膨張政策は明治期以来一貫したものであったが、その最初の本格的な現れは、一八九四、五年の日清戦争であった。この戦争は、朝鮮支配を目指す日本が、当時朝鮮の宗主国であった清国の影響力を朝鮮から排除するために行なった闘いであり、朝鮮に対する侵略戦争であった。この戦争に勝利した日本は、下関条約により朝鮮国の「独立自主」を清国に承認させ、遼東半島・台湾・澎湖列島を割譲させ、邦貨に換算して約三億円と

いう巨額の賠償金を得た。ついで一九〇一年には、北京議定書により、日本は列強と共に公使館防衛のために公使館所在区域内に常置護衛兵を置く権利及び首都・海浜間の自由交通を維持するために必要な各地点を占領する権利を獲得した。これにより日本は、同年清国駐屯軍（一九一二年に支那駐屯軍と改称）を編成し、司令部を天津に置き、天津・北京・山海関などに陸軍部隊を配置した。これより先一八九八年に日本は天津に専管租界を設置している。

一九〇四、五年の日露戦争により、日本は、先に日清戦争後の露・独・仏の三国干渉により放棄させられた大連・旅順を含む遼東半島先端部の租借権を獲得し、ここに関東州を設け、関東都督府（のち関東庁）を置いた。また帝政ロシアが所有・経営していた東清鉄道のうち南滿支線の長春・大連間、安奉線（安東―奉天）その他を獲得し、一九〇六年にはその経営のために南滿州鉄道株式会社を設立した。また右の沿線地方の行政権・警察権を得て、鉄道警備のための鉄道守備兵駐屯権をも取得した。この関東州の防備と鉄道守備のために配置された日本軍が後の関東軍である。そして、一九一〇年に日本は韓国を併合し、これを植民地とした。

これが一九三一年のいわゆる満州事変に始まる日中一五年戦争の前史であり、以上によって、日本は対中国全面侵略への基礎を固めたのである。

2 満州事変

その後日本（関東軍）は、謀略を用いては軍事的介入を試み、満蒙全域の支配を狙うが、その最も典型的なものが、一九三一年九月一八日の柳条湖事件に始まるいわゆる満州事変である。これが一九四五年度の日本の敗戦によって幕を閉じることになる一五年戦争の発端であった。

一九三一年九月一八日午後一〇時過ぎ、奉天（現在の瀋陽）から東北約七・五キロの柳条湖で、「支那正規軍」が南滿州鉄道を爆破したという口実の下に、関東軍が柳条湖北五〇〇メートルにある中国東北辺防軍の兵営である北大営を攻撃した。しかし南滿州鉄道の線路上に爆薬を仕掛けたのはほかならぬ関東軍（独立守備歩兵第二大隊第三中隊の将校及び兵卒）であり、爆発音を起こしただけで線路は破壊していなかった。事件は完全に関

東軍の謀略であつた。

侵略を開始した関東軍は翌一九三二年には満州の主要部を占領し、関東軍に帰順した各省長らによる「東北行政委員会」なるものを設置し、同年三月一日、同委員会をして「満州国」建国宣言を行わせた。関東軍は、第一次天津事件（一九三一年十一月、奉天特務機関長土肥原賢二大佐の謀略により天津で暴動が起こされた。）に乗じて天津から連れ出した清朝廃帝の愛新覺羅溥儀を満州国執政に就任させ（後に満州国皇帝）、日本は、国際連盟が派遣したリットン調査団の報告書発表の直前の一九三二年九月に先手を打って満州国を承認した。満州国は、日本の傀儡国家であり、植民地にはかならなかった。同年一〇月に発表されたリットン調査団の報告書は、日本軍の軍事行動は合法的な自衛措置と認めることはできず、満州国は自発的な独立運動によって成立したものと考えられないとし、日本側の主張を完全に否認した。翌一九三三年三月に日本は国際連盟を脱退し、国際的な孤立化を深めた。同時に日本はその後次第に米英との対立を深めてゆき、一九四一年に勃発するアジア太平洋戦争への道を突き進むことになる。

関東軍は更に熱河省の満州編入を図り、一九三三年一月以降熱河省に侵攻し、同年四月以降長城線を突破して河北省に侵攻した。この戦闘は同年五月の関東軍・国民政府軍間の塘沽停戦協定で停戦に至ったが、日本の膨張政策にとっては、それはあくまでも一応の停戦でしかなかった。

他方「満州」国内では、日本による支配からの解放・独立を求める反満抗日闘争が随所で起きた。関東軍はこれを「匪賊」と称し、「匪賊」討伐に乗り出すが、その際に無辜の住民を虐殺することが少なくなかった。一九三二年九月に発生した平頂山の全住民虐殺事件はその代表例である。

これより先、一九三二年一月にはいわゆる第一次上海事変が起こされた。同月、上海で日本人居留民と中国人との間で衝突が生じたが、この事件は、板垣関東軍参謀から列国の注意を満州からそらしてほしいという依頼を受けて、上海駐在公使館付陸軍武官補佐官田中隆吉少尉が仕組んだ謀略であつた。これを契機に、日本政府は、軍艦・海軍陸戦隊を増派し、後には陸軍からも上海派遣軍が出動し、中国軍と激しい戦火をまじえるという事態を生じさせた。

3 日中戦争

その後も日本の支配欲は飽くことを知らず、一九三三年の塘沽停戦協定の後、一九三五、六年には河北の資源・市場の獲得を目指して河北の中華民国政府からの分離工作を進めた。こうした情勢下で一九三七年七月七日夜、支那駐屯軍が蘆溝橋北方永定河東岸で演習中、中国軍の陣地のある竜王廟の方向から数発の実弾が飛来した。これをきっかけに日本軍は中国軍を攻撃し、蘆溝橋付近で日中両軍の戦闘が繰り返された。同年八月一二日には上海で海軍が陸軍の派兵を要請し、翌一三日、日中両軍は交戦状態に入った（第二次上海事変）。こうして日中両軍の武力衝突は日中間の全面戦争へと発展したのである。

一九三七年一月七日、中支那方面軍（司令官松井石根大将）が編成され、南京に向けて急進撃した。同月一七日に国民政府は首都の重慶移転を決定した。日本軍は南京への進撃途上の至る所で住民に対する略奪・暴行・虐殺・放火を行い、同月一三日に南京を占領すると、虐殺・略奪・強姦・放火など、後に「南京大虐殺」として世界を震撼させた残虐行為を繰り広げた。このとき南京城内外で殺害された中国軍民は実に二〇万人を下らないといわれている。

しかし一九三六年一二月の西安事件を契機に、いわゆる第二次国共合策が行われた中国軍民の救国抗日の意思は硬く、日本は泥沼の長期戦に踏み込むこととなった。

4 アジア太平洋戦争

中国戦線が膠着状態にあるという情勢の下で、日本は南方の資源獲得を目指して南進政策をとった。一九四〇年九月に日本軍はフランスがドイツに敗退したのに乗じて強引に北部仏印（現ベトナム北部）に侵攻した。次いで一九四一年七月には南部仏印に進駐した。この間一九四〇年九月には日独伊三国同盟が結ばれている。

この南進政策は日本と米英等との対立を決定的なものにした。その結果、北部仏印侵攻直後にアメリカは日本に対する屑鉄輸出を禁止し、南部仏印進駐の前後に米・英・オランダが相次いで日本資産の凍結を行い、一九四

一年八月にはアメリカは対日石油輸出禁止の措置をとったのである。それまで日本はアメリカからの屑鉄や石油といった軍需物資に依存して戦争を遂行していたから、仏印進出は自らを窮地に追いつめることにほかならなかった。ここにおいて窮地に追いつめられた日本は、自衛のためと称して対米英蘭戦に踏み切るという重大な誤りを犯したのである。

このようにして一九四一年一二月八日にアジア太平洋戦争が開始された。しかしそれは軍国主義日本の破滅への最後の歩みであった。戦争初期の段階でこそ日本は華々しい成功を収めたが、早くも開戦翌年の一九四二年六月に日本軍はミッドウェー海戦で大敗北を喫し、これを境に日本軍は次第に劣勢に追い込まれていった。同年八月のガダルカナル戦を契機にアメリカ軍の反攻が開始され、ニューギニア・ソロモン・タラワ・サイパン・テニアン・フィリピン・沖縄と順次失陥させ、一九四五年八月六日と九日に広島・長崎に原爆が投下され、九日にはソ連が対日参戦し、遂に八月一日に日本はポツダム宣言を受諾して降伏した。柳条湖事件に始まる一五年にわたる日本の侵略戦争は、ここに幕を閉じたのである。

三 一五年戦争における日本軍の残虐行為

1 犠牲者

一五年戦争を通じて日本国民は大きな被害を蒙った。その犠牲者は軍人・軍属・民間人を合わせて計約三一〇万人にもなった。

しかし日本軍の侵略がアジア諸国民に与えた犠牲はそれをはるかに超え、実に二、〇〇〇万人もの多数に及んでいる。当時日本の植民地であった朝鮮・台湾の人々の犠牲も甚大であったことはいうまでもない。

2 中国での残虐行為

一五年戦争の間、日本軍（及び出先官僚・企業）は中国各地で残虐行為を繰り返した。既に述べた南京大虐殺

や平頂山事件のほか、満州における資源収奪のため、中国人労働者は炭坑・鉱山・ダム工事などで劣悪な労働条件下で酷使され、死者、時には重傷者が生きたまま捨てられる万人抗が各所に出現した。一九四一年から一九四三年にかけて中国共産党軍が頑強に戦っていた華北では、北支那方面軍は「中共勢力剿滅」を呼号し、焼きつくし殺しつくし奪いつくすという「三光政策」（焼光・殺光・槍光）を行い、住民の大量虐殺・村落の焼き討ち・強姦が至るところで行われた。

また日本軍は、国際法に違反した毒ガス・細菌兵器を使用した。例えば一九三九年一〇月から一九四〇年一月までの翁英作戦では、二九四発のイペリット弾、一九四一年一〇月の宜昌攻防戦では一、〇〇〇発のイペリット弾をジフェニールシアンアルシン弾とともに使用し、中国軍民に多数の死傷者を出した。

石井部隊（七三一部隊）などによる細菌戦は、一九三九年のノモンハン事件のほか、一九四〇年寧波、一九四一年常德、一九四二年浙江作戦で細菌攻撃が行われた。

蘆溝橋事件以降だけでも、中国軍民の死傷者は二、二二六万余人、そのうち死者は九〇〇万人の多数にのぼっている。

以上の事実は、帝国日本の「大東亜共栄圏」スローガンの欺瞞性と、昨今の一部官僚や保守党議員の「日本が行った戦争はアジア諸国民を欧米の植民地支配から解放するための闘いであった」という趣旨の発言の虚偽性を何よりも雄弁に物語っている。一五年戦争が日本の侵略戦争であったことは、何人も否定し得ない歴史の真実である。そして日本軍の残虐行為は、一五年戦争が侵略戦争であったことの当然の帰結であった。

（注） 以上に関する歴史的文献としては、

家永三郎『太平洋戦争 第二版』岩波書店、江口圭一『一五年戦争小史』青木書店、藤村道生『日清戦争』岩波新書、大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地Ⅰ』（特に同書、8 江口圭一「帝国日本の東アジア支配」）、『昭和の歴史』小学館『第四巻 十五年戦争の開幕』（江口圭一）、『第五巻 日中全面戦争』（藤原 彰）、『第六巻 太平洋戦争』（木下順一郎）、『近代日本の軌跡』吉川弘文館『第三巻 日清日露戦争』（井口和起編）、『第五巻 太平洋戦争』（由井正臣編）、高嶋伸欣『旅しよう東南アジアへー

戦争の傷跡から学ぶ』岩波ブックレット、参謀本部『満州事変作戦経過ノ概要』嚴南堂書店、室井兵衛編著
『満州独立守備隊』（非売品）その他多数のものがある。

第二 中国人強制連行の背景と政策決定に至る経緯

一 はじめに

1 多数の中国人が、中国国内から日本軍と国民政府（王兆銘政権）によって捕らえられ、日本に連行されて苛酷な労役を強いられ、虐待、暴行及び栄養失調などによってそのうちの多数が死亡した事実が今日判明している。この中国人強制連行は、日本政府自身の報告書によって明らかにされている。日本政府は、一九四六年三月一日、中国人の強制連行問題について、強制連行により配属された日本国内三五社一三五事業所の事業場からの華人労務者就労顛末報告（以下「事業場報告書」という）を基礎に華人労務者就労事情調査報告書（以下「外務省報告書」という）を作成し、現地調査を実施して中国人強制連行に関する事実の概要を認めた上で、その責任の所在を明らかにしている。

2 右外務省報告書によれば、「戦争の進展に伴う労務需給の逼迫に対処し昭和一七年一月二七日の閣議決定を以て華人労務者を移入するの方針を決定」し、「右方針に従い移入せられたる華人労務者は昭和一八年四月より同年一月迄の間に移入せられたる所謂試験移入八集団一、四一一名及び翌昭和一九年三月より昭和二〇年五月に至る間移入せられたる所謂本格移入一六一集団三七、五二四名総計一六九集団三八、九三五名に上れり・・・、移入を見たる華人労務者は閣議決定の方針に従い、国民動員計画産業中、鉱業、荷役業及び国防土木建築等に就労せしめたるが、其の雇用主数三五社配置事業場一三五事業場に上れり・・・此等事業場に於ける華人労務者の配置期間は平均一三・三ヶ月、最長二八・四ヶ月、最低一・三ヶ月にして港灣荷役及び土建業にありては事業場を移動せるもの多きも鉱山等にありてはほとんど移動を為さず送還に至る迄同一事業場に定着就労せるもの大部分なり・・・華人労務者が移入時現地諸港より乗船して以来各事業場において、就労し送還時本邦諸港より乗船する迄の間生じたる死亡者総数は六、八三〇名にして移入総数三八、九三五名に対し、実に一七・五パーセントと云う高死亡率を示し居れり、これを場所別に見れば、移入途次の死亡八一二名、事業場内死亡五、九九九名、

集団送還死亡後一九名なり・・・不具廃疾に付見るに総数四六七名にして特異の現象として失明が圧倒的に多く二一七名四六・四パーセントを占め視力障害之に次七九名一六・九パーセント視力に関するもの合計二九六名六三・三パーセントの多数を占め肢指欠損又は其の機能障害は合計一六二名三二・六パーセントなり・・・移入華人労務者にして契約期間満了せるもの及び疾病其の他の事由により就労に適せざるものは戦時中といえども之を送還すること、せるが船舶関係等の事情もあり事実終戦前送還せるものは一、一八〇名に過ぎず大部分たる三〇、七三七名は終戦の送還に属す・・・一八八名が残留者なり・・・」(外務省報告書「要旨篇」とされている。

3 かかる大規模で継続的な中国人の強制連行が、一部企業や民間団体のみの手によって実施されたということはありえないし、その実態からみても不可能なことであった。

実際、中国人の強制連行は、日本政府及び軍が企業の要請に答える形で官民一体となって行ったものであって一九四二年一月二七日に為された「華人労務者内地移入に関する件」についてと題される閣議決定がその出発点となっている。

二 閣議決定

1 右閣議決定は、第一「方針」、第二「要領」、第三「措置」の三項目からなる本項及び備考から成り立っていて、その内容を一言で述べれば、第一の「方針」に集約されているように、侵略戦争下の戦時経済を支え戦争を遂行するため重筋労働部門における労働力不足を補うために中国人を強制連行するという政策を採用したのである。

2 閣議決定がなされた背景には、当時、日本の中国に対する侵略戦争が長期化するだけでなく、加えて一九四一年からは太平洋戦争に突入し、戦争拡大のなかで戦争を維持し続けるために戦時経済の矛盾がますます激化していたという事情がある。

とりわけ、戦争遂行に必要な不可欠なエネルギーの確保という点では、石炭産業に対する増産確保は至上命題であったのである。

これを、北海道炭鉱汽船株式会社の「七十年史」にみると、「事変にともなう労力の不足の解消策として、華人労務者の移入問題が表面化し、昭和十五年三月、商工省燃料局内に官民合同協議会が設置され、さらに陸軍省戦備課が積極的に斡旋に乗り出すこととなったのであるが、当時は労務管理、治安保持の点から実施に至らなかった。ところが、増産の要請はますます加重され、朝鮮人労務者の移入にも限界があったので、華人の使用もやむなしとすることに、陸海軍、企画院の意見が一致し、十七年十一月の閣議において華人労務者移入の件が正式決定をみるに至った。」とされている。

実際、閣議決定の前提となった官民合同協議会の設置された商工省燃料局の所轄であった石炭産業の労働力不足たるや他に類を見ないほどのものであった。というのも日中戦争が長引くにつれ、一方では熟練した労働者は徴兵され、他方では戦争の激化にともない生産施設が荒廃し、用具が粗雑になっていき、災害が頻繁に発生し災害死亡者も増加していたことから、日本国民を使うことなく出炭量を確保するという方策を採ることとしたのである。

三 石炭の国家統制と国の石炭増産政策

ここで一九四二年の「閣議決定」までの当時の日本政府の石炭政策を振り返ってみることにする。

1 国による石炭大増産政策の展開

(一) 戦時石炭大増産政策の策定

(1) 一九三六年、被告国は、事変遂行・戦争準備に向けて重大な決定を行った。

関東軍は奉天（現在の瀋陽）郊外の柳条湖付近の満鉄線を爆破し、これを中国人の仕業だとして中国軍の

宿舎である北大宮を攻撃した。いわゆる柳条湖事件（一九三一年九月一八日）である。その後満州の植民地化構想を具体化していくなかで、一九三六年六月陸海軍両相は、極秘諒解事項「国策大綱」、すなわち日本を「東亜の盟主」とするため、大陸及び南方をいかに侵略し、いかに支配するかの方策決定を行った。これを受け、同年八月広田弘毅首相、陸相、海相、蔵相、外相による五相会議で、「国策の基準」が決定された。

「国策の基準」は、「米・英・ソ」に備えるための陸海軍備の拡充と、「日満支三国の緊密な提携による経済発展」を策し、「国策の遂行上、必要なる産業並びに重要な貿易の振興を期するため、行政機構並びに経済組織に適切な改善を加うる」とともに、「国防及び産業に要する重要資源並びに原料に対する自給自足方策の確立を促進する」というもので、経済に対する国家統制・管理の方向を打ち出した。

（２）陸軍省は、「国策の基準」を具体化するための産業方策として、一九三二年に入って「重要産業五年計画要綱」（五月二九日）、「重要産業五年計画実施に関する政策大綱案」（六月一〇日）、「軍需品製造工業五年計画要綱」（六月二二日）を次々と決定していった。その具体的内容は、「概ね昭和一六年を期し、計画的に重要産業の振興を策し、以て有事の日、日満及北支に於て重要資源を自給し得るに至らしむると共に、平時国力の飛躍的發展を計り、東亜指導の実力を確立する」ため、「先ず国防上必要なる産業の種類及目標を厳選」する、というものである。

石炭は、兵器・飛行機・自動車・工作機械・液体燃料・軽金属・船舶・電力などとともに、その増産に「着手すべき重かつ急なるもの」の一つに位置づけられた。石炭の具体的増産目標は、一九三六年の生産実績である四、二〇〇万トンを一九四一年までに三、〇〇〇万トン増の七、二〇〇万トン（一・七倍）にするというもので、急激な大増産政策が打ち出された。そして、第一次近衛内閣による企画院の設置（一九三七年一〇月）、国家総動員法の公布（一九三八年四月）に前後する多数の諸立法により、石炭を含む戦争遂行にとって不可欠な重要産業は、挙げて国家統制（戦時経済）への編成替えに組み込まれていった。

この石炭を含む戦争遂行にとって不可欠な重要産業の大増産計画は、中国への全面侵略戦争の展開と、一九四一年開戦の前提とされていたことはいうまでもない。事実、これらの計画決定が完了した二週間後の一九三七年七月七日、蘆溝橋事件が勃発し、以後日本は戦線の拡大に邁進していくのである。

(二) 商工大臣による石炭鉱業連合会に対する諮問

(1) 炭鉱企業、とくに三井・三菱・住友の財閥系企業を中心とする大手石炭企業は、戦争遂行に重要かつ不可欠な基礎産業として、日清戦争（一八九四、五年）、日露戦争（一九〇四、五年）、第一次世界大戦（一九一四〜一九一八年）と、戦争のたび毎に肥大化していった。原告が強制労働に従事させられた昭和鉱業所を経営する明治鉱業株式会社も、戦争のたびごとに肥大化していった大手石炭企業の一つである。しかし、第一次大戦後は長く不況をかこち、その打開のため財閥系石炭企業を中心に大手石炭企業が糾合し、一九二一年一〇月生産カルテル「石炭鉱業連合会」を結成、さらに一九三二年一月に販売カルテル「昭和石炭株式会社」を結成し、これらカルテルに属さない中小石炭企業をアウトサイダーと呼称し、不況下に採炭の機械化を含む合理化と、生産調整・販売調整を行いながら中小石炭企業を凌駕していった。因みに、一九三一年の生産高のうち、三井・三菱・住友の三大財閥系石炭企業が三八・九%（一〇、八九一トン）を占めている。明治鉱業株式会社は、四・二%（一、九九トン）である。

ところが、柳条湖事件以後、石炭市況は再び活況を呈し、出炭を伸ばしていったが、一九三六年頃には石炭を初めとする軍需関連物資の生産は限界に近づきつつあった。石炭企業の当時の状況は、需要に応じ出炭を伸ばそうとしても、労働力や資材が足りず、それ以上の出炭が困難になりつつあった。このような中であって、一九三一年四月に公布された重要産業統制法が一九三六年五月に改定され、カルテル協定への被告国の保護と監督権が強化され、さらに陸軍省の「国策の基準」を具体化するための産業方策を出す前提として、一九三七年五月八日商工大臣による石炭鉱業連合会に対する諮問が行われたのである。

(2) 商工大臣の石炭鉱業連合会に対する諮問は、

- ① 一九三七年以降五年間の石炭需給増加に対応すべき具体的増産計画如何。
 - ② 右計画に必要な人的及び物的施設その他輸送設備の改善拡充に関する事項如何。
 - ③ 炭価を適正にする方法並びに石炭の配給を合理的ならしめる組織如何。
- の三項目である。

この諮問は、財閥系炭鉱企業を中心とする大手石炭企業にとって、前述した労働力不足、資材不足の隘路脱出の好材料であった。石炭鉱業連合会は、一九三七年七月二八日大要以下のような答申を商工大臣に提出した。

- ① 石炭鉱業連合会加盟各社において、一九四一年度中に計四、四二四万を出炭する。
- ② 右出炭確保のため、政府において技術者・係員の養成及び労務者の補給につき他の産業に優先して至急対策を確立するとともに、物的施設・輸送設備の改善・拡充を行われない。

- ③ 今後の出炭は相当なる値上がり避けがたきに直接せるものと思われるが、諸般の事情を考慮しながら適正なる価格の決定を心懸けるとともに、配給の合理化に努力する。

石炭鉱業連合会は、右答申の前提として、一九四一年度における石炭産業全体の出炭量を七、四九六万トンと想定した。つまり、陸軍省が目標とした七、二〇〇万トン石炭増産計画を上回る出炭計画で、内六〇%の出炭を石炭鉱業連合会で負担する答申を行ったのである。

(2) 石炭鉱業連合会の右答申を見れば明らかなように、石炭鉱業連合会に結集する財閥系石炭企業を中心とする大手石炭企業は、被告国の石炭大増産計画を隘路脱出の好材料として積極的に受け止め、これに迎合して、人的・物的・販売上の保障を得ながら飛躍的な大増産実現を目標論なのである。

石炭鉱業連合会から答申を受けた商工省は、一九三七年九月一日に「石炭需要五ヵ年計画」を決定した。また、その前日の九月一〇日に「輸出品等臨時措置法」が公布されている。この法律は、石炭など需給関係の調整を必要とする物品について、政府にその生産・配給・譲渡・使用または消費につき必要な規則を定め、

命令を発する権限を付与したものである。以後、被告国（政府）は、この法律に基づき次々と規則を定め、命令を発していく。同年一〇月一日の「石炭配給統制規則」並びに「石炭販売取締規則」も、被告国がこの法律に基づき定めたものである。

こうして、被告国及び特に石炭鉱業連合会に結集する財閥系炭鉱企業を中心とする大手石炭企業が一体となって、石炭大増産実現へ向けて邁進していくのである。

2 労働力大量投入と国家統制による石炭大増産の強行

（一）石炭大増産と労働力依存・労働者の酷使

（１）石炭の増産は、坑内環境・坑内設備などの坑内諸条件の整備を後回しにしても、取りあえず原始的な労働力投入主義による人海戦術を展開することである程度までは達成可能である。現に、わが国の石炭産業は、明治以来このような労働力依存・労働者酷使による人海戦術を展開しながら増産を図ってきた。

戦時における石炭大増産の過程においても、被告国は石炭生産への労働力大量投入により大増産を図ることを、国策の中心に据えた。

石炭鉱業連合会は、労働力大量投入による石炭大増産という国策を受け、一九三七年一月九日商工大臣に対し、「労働力補充陳述書」を提出した。その内容は次のとおりである。

① 全国余剰労働力割当の場合は、軍需要員と炭礦労務との調整を図ること。

② 石炭鉱業は工場に比して労務募集上、常に不利な立場に置かれているので、毎年相当数の朝鮮人労務者の雇入れを断行すること。

③ 応急労務対策として、深夜業の禁止を緩和し、かつ就業時間延長の制限並びに幼年工、婦人労働者入坑禁止に関する規定を緩和すること。

石炭鉱業連合会に結集する財閥系炭鉱企業を中心とする大手石炭企業が、商工省の「石炭鉱業五カ年計画」に対し、最も安直な労働力大量投入による人海戦術によって大増産計画を進めようとしたことは、この

「労働力補充陳述書」を見れば明らかである。しかも、朝鮮人労働者や幼年坑夫・女性坑夫の要請からも窺えるように、弱者を隷属的・専制的に酷使し、より安価な労働力で大増産とそれによる利潤獲得を賄おうとするものである。それとともに、その内容は、就業時間規制や深夜業・保護坑夫使用禁止といった鉱夫労役扶助規則に定められた炭鉱や金属鉱山の鉱山労働者保護規則の撤廃までも意図したものであった。

(2) 石炭鉱業連合会の右「労働力補充陳述書」に対し、被告国はこれを受け入れることを決定し、一九三七年一月の福岡鉱山監督局管内をかわきりに、就業時間規制の緩和を行って再び長時間重労働への道を開くとともに、翌一二月二七日内務省社会局長通牒で、薄層炭鉱における女子・幼年坑夫の坑内稼働を許可する措置を採った。

更に一九三九年七月商工省は石炭増産などに関する新方針を決定し、その一つとして、「労働力補充策としての半島人労働者並に婦女子の利用」を打ち出した。これを受けて、戦争遂行のための臣民育成・体力の涵養・壮丁の確保などを目的として一九三八年一月に設置された厚生省は、一九三九年八月二十九日、薄層炭鉱以外の一般炭鉱においても二五歳以上の女子坑夫を坑内労働に使役し得る、との規制解除措置を行った。

厚生省は、後述する「石炭増産緊急対策」の閣議決定（一九四〇年三月）を受けて、同年三月八日「炭礦労務確保方針」を出し、次のような方針を決定した。

- ① 外地労働者、主として朝鮮人労働者数万人の移入を急ぐ。
- ② 炭礦夫募集については、炭礦側の任意募集に一任せず、積極的に全国的募集に乗り出す。
- ③ 季節労働者利用を計画し、炭礦労務を嫌悪する傾向ある地方等には炭礦労務報国隊を組織し、農閑期、不漁期を利用して炭礦労働者の募集を進める。
- ④ その他増産緊急対策の実施に全面的に協力する。

(3) 一九四〇年四月一五日、鉱夫労役扶助規則特例が公布され、年少坑夫について一定の制限の下に、一般炭

鉦での稼働を許可する措置がとられ、一九四二年に入ると「朝鮮人労務者活用に関する方策」の閣議決定（二月一三日）とそれに基づく「朝鮮人内地移入斡旋要綱」の実施、さらに「俘虜派遣規則」が公布（一月二一日）され、外国人捕虜の炭鉦投入が行われるようになった。

更に一九四三年六月一八日、戦時行政特例法に基づき鉦夫労役扶助規則特例が定められ、次ぎのような措置がとられた。

① 炭礦に関して、いかなる業務についてであれ、就業時間の延長を許可し得る。保護坑夫の坑外就業時間についても同様とする。

② 一六歳以上の女子の深夜就業を時間の制限なく認める。

③ 保護坑夫の就業時間が六時間を超えるときは三〇分、一〇時間を超えるときは一時間の休憩時間を設け、また一ヵ月に二回以上、交替勤務の場合は一ヵ月に四回以上の休日を与えることを原則とするが、必要止むを得ない場合はこの制限を解除し得る。

④ 一六歳未満の男子及び妊婦にあらざる二〇歳以上の女子の入坑禁止を解除する。保健上有害業務就労禁止についても、同様これを解除する。

このようにして、被告国は、鉦夫労役扶助規則中の保護規定を踏みにじり、大量の幼年・女性坑夫を炭鉦に投入するとともに、大量の朝鮮人労働者や外国人捕虜を炭鉦に投入し、労働者の酷使と犠牲の下に、被告国及びとくに財閥系炭鉦企業を中心とする大手石炭企業が一体となって石炭大増産計画を遂行していったのである。

そして、一九四二年一月二七日「華人労務者内地移入に関する件」が閣議決定され、その後大量の中国人が強制連行され、炭鉦での強制労働に従事させられたのである。

（二）石炭の国家統制による石炭大増産の強行

（１）前述した「国策の基準」及び「重要産業五年計画要綱」、「石炭需要五ヵ年計画」を定めた被告国は、そ

の実現のために次々と方策を講じていった。

一九三八年三月二九日に公布された「重要鉱物増産法」は、明らかに石炭の大増産を目指した法律であるが、そこには強大な権限が被告国に付与されている。同年四月一日に、「戦時（戦争に準ずべき事変の場合を含む）に際し、国防目的達成のため国の全力を最も有効に発揮せしむるよう人的物的資源を統制運用する」ことを目的として、「国家総動員法」を公布し、以後被告国は、産業の各分野において、生産・労務・物資・物価などにつき、次々と強権を発動して国家統制を行っていた。

また、一九三七年二月一〇日に企画庁と資源局を統合して設置された企画院により、資源調達のための企画・立案が進められていたが、一九三八年六月下旬の閣議において「国家総動員上緊急を要する諸政策の徹底強行に関する件」が決定され、これに基づき、同年七月六日商工省に石炭生産統制協議会、及び石炭配給統制協議会が設置され、石炭に対する国家統制が進められていった。

(2) 労働力大量投入による人海戦術的石炭大増産計画は、このようにして被告国の強力な介入の下に、被告国及びとくに財閥系炭鉱企業を中心とする大手石炭企業が一体となって進められ、出炭が上昇したが、なお総生産量は「石炭生産五ヵ年計画」を達成することができない状況下にあった。

そこで、被告国は、一九三九年一月一七日「生産力拡充四ヵ年計画」を改めて閣議決定した。石炭に関しては、一九四一年度目標を七、八一八万トンとされた。これは、一九三七年五月に陸軍省が決定した七、二〇〇万トンという生産目標を六〇〇万トンも上回るものであるが、一九三八年度ですでに目標達成が実現できないという状況のなかで、なおこのような無謀な目標を国策として遂行することを決定したのである。事実、右閣議決定にもかかわらず、一九三九年に入って石炭生産の上昇は鈍くなった。このため、被告国は、第二次世界大戦が勃発した一九三九年九月石炭の「緊急増産配給対策」を決定し、増産目標達成のための危機突破方針として「高効率炭鉱重点主義」の採用を決定した。これは、増産余地の乏しい中小炭鉱の整理と鉱区統合を断行し、労働力と資材を財閥系炭鉱企業を中心とする大手炭鉱企業に重点的に投入し、「さし当

たつては労働時間を科学的に調整し、能率的にかつ半強制的に作業せしめるようにする」というものである。

(3) 被告国は、一九四〇年三月八日、六〇〇万トンの緊急出炭を内容とする「石炭増産緊急対策」を閣議決定するとともに、そのためには石炭確保をより徹底させ、販売をも直接的にコントロールしていく必要があるとして、同年四月八日「石炭配給統制法」を公布した。そして、同年六月一日、国策会社日本石炭株式会社を設立し、石炭販売に関する強制カルテルを実施した。

以後、被告国は、買入価格と販売価格の逆ざや（高く買って安く売る）の価格差補給金の負担を行うこととなった。これによって、被告国は、石炭企業に対し「コストプラス利潤」を保障することになったため、「コストプラス利潤」に見合った額が買入価格となった。これらの資金は膨大な国債の発行で賄われたため、そのツケは戦後に回され、異常な戦後インフレの一要因となった。

そして、被告国は、一九四〇年二月七日、東亜自給圏の確立を目的とし、国が資源・資材・資本・労働力を国防経済のために能率的に管理する計画経済を樹立することを目的とする「経済新体制確立要綱」を閣議決定し、国家総動員法に基づき重要団体令（一九四一年九月）を定め、同年一〇月三〇日の閣令で「石炭統制会」の設置を指令した。石炭統制会は、石炭企業に対し指揮・命令権を有することとされ、以後、石炭生産などに関して石炭統制会が直接指揮・命令して行くこととなった。

石炭統制会を設置しての石炭産業支配によっても、被告国が計画した石炭大増産目標が実現できないため、被告国は、企画院を廃止し、一九四三年一月一日軍需省を新設するとともに、同年十二月十七日軍需会社法を制定した。その結果、軍需省は直接軍需会社を管理・統制し得ることとなった。一九四四年四月二五日には、大手の七八炭鉱が軍需会社指定され、被告国は、これらの炭鉱について直接石炭大増産を強行していった。また、それ以外の炭鉱については、引き続き石炭統制会を指揮しながら、石炭大増産にあたっていったのである。

(4) 被告国は、一九四一年二月八日無謀な太平洋戦争へと突入していくなかで、石炭大増産達成のため、石炭統制会との共催による「戦時非常時石炭増産期間」(一九四一年二月一五日～翌年三月末日)を設置し、石炭大増産運動を展開した。以後、「挙国石炭確保運動」(一九四二年一月三日～翌年三月末日、一九四三年六月一日～九月末日、一九四三年一月一日～翌年三月末日)、「挙国石炭確保激励期間」(一九四四年一月～三月)、「決戦必勝石炭増産運動」(同年一月～二月)、「決戦必勝非常時採炭運動」(一九四五年七月～敗戦まで)が被告国の直接の指揮により展開されて行くのである。

一九四二年一月三日から展開された「挙国石炭確保運動」を開始するにあたって、商工大臣岸信介は、「米英の撃滅を期し挙国石炭確保運動を開始す。宜しく全鉱上下心を一にし鉱業報国に邁進すべし。」と宣言し、石炭統制会の会長は、「切羽は切刃にして即ち戦場なり。切刃という職場を戦場と心得、之を死守するという固い決心の下に、どこまでも踏み止まる。掘って掘って掘り抜くという熱意を持って頂かなければならぬ。」と全国放送で叫んだ。つまり、国家統制の下に、ひたすら労働者の犠牲が求められ、その犠牲の上に石炭の大増産計画が遂行されたのである。

しかし、いかに労働者を叱咤激励し、また朝鮮人や中国人を強制連行し、外国人捕虜をも含めて軍隊的統制と暴力で強制労働に従事させても、出炭は破局的減産の過程へと陥るなかで敗戦を迎えることとなったのである。

四 閣議決定の背景

1 以上が、当時の日本政府の石炭政策の詳細である。

しかし、このように、官民一体となった石炭増産計画も実際には達成することができなかった。

日本炭鉱労働組合の炭鉱災害統計表によると、一九三七年から一九四〇年までの間に、労働者数は二四五、八四五人から三六八、四四三人と五〇パーセント近く増加したのに対し、出炭量は四五、二五八、〇〇〇トンから

五六、三二三、〇〇〇トンと僅かに二六パーセント余が増加したに過ぎず、また労働者の災害による被害も死亡者が八八四人から一、三五七人と一・五倍以上に大幅に増加している。その後、官民合同協議会以降閣議決定に至るまでに労働者は三八七、七五七人と増加したにもかかわらず、出炭量は逆に五四、一七九、〇〇〇トンと減少し、他方労働者の災害死亡者は一、四八八人と増加の一途を辿り止まるところを知らなかった。

このような状況の下で、日本政府と軍部は日中戦争に続き太平洋戦争を開始したのである。当然、戦争経済の矛盾は激化し、一九三八年の国家総動員法に引き続き、一九三九年及び一九四〇年には従業者移動防止令を出され、一九四一年一〇月には労務調整令、同一二月には国民勤労報國協力令が出されるなどして、日本人民総義務労働体制がとられた。国民に対する右のような強制的労働が、先ず朝鮮人に対し拡大され毎年「国民」として数万人が「徴用」されることになる（一九四二年には、遂に一一二、〇〇七人も朝鮮人が徴用されるという事態になった。）。

日本政府は、国民のみならず朝鮮人をも強制連行し強制労働させたにもかかわらず戦争遂行に必要な生産量は増加せず確保することはできなかった。そこで、日本政府と軍部は企業と一体となって、中国人の強制連行・強制労働を計画し実行に移したのである。

日本の支配層は、重筋労働の現場に於ける増大する災害死亡に対し朝鮮人と中国人をその犠牲者に当てることを相応しいものと考え、朝鮮人に続く労働力の確保を中国人に向けたのである。

2 ところで、日本政府が中国人の強制連行を企てたのには、それなりの理由があった。というのは、日本は、一九三一年柳条湖事件を契機に中国へ全面的な侵略戦争を開始したが、当時中国東北部では傀儡政権である満州国を樹立したうえ日本が支配するという形をとっていた。

当時の関東軍の支配は、各主要都市をその都市と都市とを結ぶ地域に止まっていたに過ぎず、いわば点と線の支配ともいふべきものであった。広大な中国大陸の中のごく一部分を支配したに過ぎず、かつその支配も極めて脆弱なものであったのである。

日本政府と軍部は、戦争を維持拡大しながら支配を確立するため考えられるあらゆる政策をとった。支配確立のために、強大な国家基盤に裏打ちされた国家の建設を迫られていたが、そのためには、多くの労働力が必要とされていた。しかし、中国東北部の満州国の国家建設に必要な労働力としては、日本からの開拓団だけでは不十分であった。そこで、満州国建設のために華北はもとより揚子江地域から中国人民を駆り立て満州国建設にあててることを考え出したのである。

その政策の裏づけとされたのが、満州国政府における「満州国産業開発五か年計画」（一九三七年）や「国民勤勞奉仕公法」並びに「国民勤勞奉公隊編成令」の制定に見られる、満州国版、国家総動員法とでもいうべき体制であった。このように中国人をして強制的に満州国建設に駆り立てたのである。

ところで当時、日本政府及び軍部は中国人を人として見るのではなく単なる資材や消耗品として見ていた。例えば、興安嶺の築城工事に駆り出された五、〇〇〇名にもよる中国人は築城完了と同時に日本軍によって全員殺害されたという痛ましい歴史的事実があることも明記しておく。

以上のような経験があったことが日本国内に中国人を強制連行する計画を容易に生み出すことになったのであるが、その計画は前述のように一九四〇年三月、商工省燃料局内官民合同協議会が設置され、その際閣議で外人の使用が決定されたものの労務管理及び保安維持の点から具体化に至らなかったが、一九四二年の閣議決定につながるのである。

五 閣議決定の内容

1 決定事項の内容

先に述べたように、閣議決定は、第一「方針」、第二「要領」、第三「措置」及び「備考」の四項から成り立っている。

第一の「方針」には、「内地に於ける労務需給は愈々逼迫を来し特に重筋労働部面に於ける労力不足の著しき

現状に鑑み、左記要領に依り華人労務者を内地に移入しもって大東亜共栄圏建設の遂行に協力せしめんとす」とあり、侵略戦争の維持遂行のための労働力不足を補うために侵略先の国民を強制的に利用するという国際法上も到底許されない方針を採用していたことが認められる。

そして、第二の「要領」によると、まず、一として華人労務者は、国民動員計画産業の重筋労働部門の労働者として使用し、二として主として華北の労働者を利用することとするもその範囲は限定せず広く華人労働者を「移入」することとし、それらは華北勞工協会等の現地機関と協力して進めるとされている。

また、同じく「要領」によると、華人労働者は契約によって原則二年間継続使用することができるとし、その所得は支那現地において通常支払われる賃金を標準として残留家族に対する送金をも考慮してこれを定めることとされている。

更に華人労働者の家族送金及び持帰金は原則として制限しないが、日支間の国際収支に重大な影響を及ぼすときには、これを制限できるものとしている。

第三の「措置」においては、閣議決定を実施するにあたっては、その成否の影響が大きいことから、まず試験的に強制連行をし、その成否を確かめたうえ本格的な実施に踏込むことを明記している。

2 決定事項の分析

右のような内容をもつ閣議決定は、その法的側面においても矛盾し、かつ実態的側面においても矛盾するものである。

第一に、強制連行は、「国民動員計画」の一環として行なわれたのであるが（第二「要領」一参照）、日本が現に侵略戦争をしている相手国の国民を「国民動員計画」の一つとして位置付けているということである。

これは、自国の国民をどのように戦時経済に協力させるかという以前の問題であり、いかなる理由をもってしても侵略先の国民を自国の国民動員計画の一環として労働させることなど到底できないもので、国際法上も許されないものである。

第二に、華人労務者と企業との間は、契約によるとされているが、その内容が全く抽象的かつ不明瞭なものである。実際、中国人は誰一人として雇用契約はもとよりいかなる名目のものであれ契約と名のつくものは締結していない。契約書はもとより合意さえ存在しない。当然、賃金に至っては、全く支給されていない。

第三に、「移入」する華人労務者の「募集又は斡旋」は華北勞工協会等の現地機関を通ず形を採用しているが、そもそも「移入」という言葉そのものの意味内容が不明瞭であり、「募集又は斡旋」という用語もその実態は、後述する兎狩りに代表されるように強制的に何の罪もない農民や商人を有無を言わず駆り立てたり、自由募集といわれるものも募集条件は架空のものであり詐欺的手段により拘束したものがそのほとんどであったのである。第四に、「要領」八、九には、華人労務者の慣習に急激な変化を来さないよう特に留意し、かつ華人労務者の食事は、華人労務者が通常食するものを給付すべきとしているが、その実態は、中国人が普段食するものであるかどうかという以前のしろものであり、到底人間の食するものではないもの、例えばコーリヤンの粕でつくった饅頭を僅かな量支給するというものであった（これがために多くの中国人労働者は、栄養失調や病気にかかり死亡したのである。）。

以上のように、主要な点について見るだけでも、それが法的にも実態上も矛盾するものであったと言うことが明らかとなる。かかる矛盾だらけの閣議決定は、次官会議の決定によっていよいよ具体的・本格的に実行されることになる。

第三 強制連行は実際にはどのように行われたか

一 現地視察

「移入」開始に先立って、閣議決定後の一九四二年末、被告国は企画院が主催して華北労働視察団一八名（団長、企画院第二部山内第三課長）を現地に派遣し、実態を把握・紹介しようとした。この参加者は政府側から厚生、商工、内務、運輸、外務の各省の関係係官、企業側からは石炭、鉱山、海運、土木建築の各統制団体であった。彼らは、同年一月二六日から北京大使館を拠点として現地視察、生活実態視察、収容所の労働訓練実情視察を終え、同大使館において同大使館関係者、華北勞工協会幹部、華北運輸会社関係者、北支開発者、華北石炭関係事業主等三〇名余が集まった機会に、視察団参加者側から質問・応答を重ねて華北の労働事情を把握し、次項の試験「移入」をどのように行うかの方針を定めたのであった。

二 試験「移入」

前記閣議決定の「第三 措置」は

本方策の実施にあたりては之が成否の影響大なるべきに鑑み、別に定むる要領により試験的にこれを行い、その成績に依り漸次本方策の全面的実施に移るものとする事

と定め、これに基づき「華人労働者内地移入に関する件第三措置に基づく華北労働者内地移入実施要領」（昭和十七年一月二七日、企画院第三部）が定められた。

これは形の上では第一次の「移入」の試験的な実施の要領を定めるものであったが、その後の本格実施の基本的な形態を定めることになった点で重要である。またこの計画は試験的な「移入」を実施し、その結果を見て「移入」の可否を決定しようというものではなく、本格「移入」をあくまでも実施するため当初から良い成績が得られることを期した「試験移入」であって、方法の巧拙による問題を調整する意味の試験であった。

これは華北運輸会社から荷役業に五〇〇名を、華北勞工協会から炭鉱業に五〇〇名を、それぞれ「滿一カ年の契約期間」で「移入」とすると計画したが、実際には一九四三年四月より同年十一月までに、炭鉱に四集団五五七名、港灣荷役に四集団一四二〇名を「移入」使用した（「外務省報告書」参照、以下数値は同書による。）。

その結果は「概ね良好」と評価されたが、実際は当初から問題点が多数あることは罹病者数、死亡人数等において明白に現れていた。例えば、日鉄・二瀬高雄（福岡県）に一九四三年七月に中国河北省塘沽港より試験「移入」された一三三人は、華北勞工協会から「行政供出」された二六七人の内より分けられた人たちであったが、乗船前に石門（現在は河北省石家荘）で「訓練」を受け、同年七月三日第七寿丸に乗船し、同月一日、九日間の航海の後北九州門司港に着き、同日の内に日鉄・二瀬高雄に到着した。

彼らの内一三三人は当初の「要領」によれば「滿一カ年の契約期間」で「移入」ということだったはずなのに帰されることなく、戦争が終わって初めて帰国が決定され、一九四五年一月八日江ノ島丸に乗船、博多港を発ち、同月一二日に塘沽港に帰っている。この人数差の内、五名は理由不明のまま地崎組北海道に「転出」し、一四名は死亡し、一名は行方不明になっている。実に一二・三％が死亡及び行方不明である。

日鉄・二瀬高雄はその後一九四三年一月に同経路により試験「移入」された七九人を受け入れ、受入合計は二一人になったが、死亡数は二四人、死亡率一〇・八％、その罹病者数は六六〇人を数え罹病率は三一・一％であったとされていたのである。この状態が、成功であったとは到底いえないはずであるが、被告国は本格実施を強行した。

三 本格実施

1 次官会議決定と昭和一九四四年度国民動員計画実施計画

本格実施にあたって、被告国は一九四四年二月二十八日次官会議において「華人労務者内地移入の促進に関する件」と題する決定を行った。この決定は、「試験移入の成績は概ね良好なるを以て……本格移入を促進せんと

す。」として、実施要項を定め「華人労務者は毎年度国民動員計画に計上し、計画的移入を図るもの」とされた。その年國家總動員法に基づき定められた「昭和一九四四年八月一六日閣議決定」第二の（五）は「決戦の現段階に即応し戦時生産の急速なる増強を図るため軍動員との関係を考慮し人的国力の完全動員を期することとし」て、「朝鮮人労務者の内地移入を飛躍的に増加すると共に、華人労務者の本格的移入を行う」ことを決定し、初めて人数を挙げてこれを「国民動員計画」中に算入し、朝鮮人労務者二九万人、華人労務者三万人を供給すると定めた。

2 敗色濃い当時の戦局

この時期の戦局の特徴を見ると、ドイツ、日本、イタリア等枢軸国側は二進も三進も行かぬ敗色濃い戦争末期で、連合軍の巻き返しが全戦線で功を奏し、ヨーロッパ戦線では一九四三年九月、イタリアが無条件降伏し、ソ連軍はスモレンスク（九月）、キエフ（十一月）、レニングラード（一九四四年一月）と奪回を進めていた。ベルリンは既に米・英両空軍の重爆撃を受けていた。

太平洋上ではマッカーサー指揮の連合軍の巻き返しの蛙跳び作戦が開始され、日本軍はガダルカナル島で敗退（一九四三年二月）、同年五月二九日アッツ島でせん滅・「玉砕」され、これに見合って日本軍は一九四三年九月三〇日「絶対防衛線」を後退させることが決定されたが、それでは収まらなかった。ギルバート諸島では上陸した米軍によってマキン・タラワ両島の日本軍守備隊は（一九四三年十一月二五日）せん滅・「玉砕」させられたのに始まり、マーシャル群島クエゼリン・ルオット両島（一九四四年二月六日）、サイパン島（同年七月七日）、グアム島（同年七月二四日）と次々にせん滅・「玉砕」させられ、太平洋の包囲網は次第に本土に迫っていた。

インド・ビルマ国境で行われたインパール作戦は一月大本営認可、三月作戦開始となったが、七月、作戦に参加した一〇万の将兵中、戦死者三万、戦傷病者四万五千という惨憺たる結果で失敗に終わった。

このような状況下で七月一八日東条内閣は総辞職した。

このような戦局を挽回するため、軍需生産は絶対的要請であり、このためにあらゆるものが犠牲にされた。

3 犠牲必至の本格実施

このような時期であったから、前記「移入」本格実施の決定を強行するには障害が山積し、その実施は極めて困難又は不可能であった。そしてこのためこれを決定したとおりに実行することは不可能で、あえて強行すれば「移入」対象の中国人に大きな犠牲が出ることは必至であった。そして被告国はこのことを熟知していた。それにもかかわらず「決戦体制」などと称して、敵国民であった原告ら中国人に対して敢えて行ったのが本事件の発端である。

4 本格「移入」の実態はどうであったか

(一) はじめに

外務省報告書（要旨編）が記述するところにより、まずその全容をみよう。このような方針に従って「移入」させられた中国人は、

試験移入期（一九四三年四月より十一月）八集団、一、四二一名、

本格移入期（一九四四年三月より一九四五年五月）一六一集団、三七、五二四名

総計 一六九集団 三八、九三五名である。

しかし、これは「移入」（日本に向けての乗船がその開始である）された中国人のみの数であって、この外に「移入」のための、これに先行する「供出」と称する人集めがあり、このために中国人を狩り出す作戦が行われるなど、原告ら中国人を拘禁するための後に見るように強制・半強制の行為があったし、「供出」から「移入」への過程で「移入」に向けての収容中に、死亡したもの、脱走したものなどが相当程度あったことが明らかにしている。また「移入」の最初の段階である事業場への割当Ⅱ契約数と、実際に「移入」された数

の間に、かなりの差が見られ、全数では契約数は四一、三一七名である。これらの間の数字の差は、他の資料と突き合わせてみると「移入」の犠牲者が現実に「移入」された前記「移入」数を大きく超えていることを示している。

さらに、これを「供出」された地域別に見ると、

華北が圧倒的に多く、三五、七七八名、

華中、二、一三七名、

満州（関東州）、一、〇二〇名、

これを「供出」機関別に見ると、

華北勞工協会扱い 三四、七二七名、

日華勞務協会（華中） 一、四五五名、

華北運輸肢ふん有限公司 一、〇六一名、

福昌華工株式会社（関東州）一、〇二〇名、

国民政府 六八二名、

「供出」方法は

「特別供出」、

「自由募集」、

「訓練生供出」、

及び「行政供出」

の四方法であるが、

華北運輸、福昌華工及び国民政府機関扱いのものは「特別供出」二、七三六名で荷役、造船等の経験を有する華工を中心にして編成せられる。素質最も良く、死亡率が低い。

日華勞務協会（華中）一、四五五名は「自由募集」、素質は悪くないが、死亡率が最も高かった。

華北勞工協會扱いの者は約三分の一の〇、六六七名が「訓練生供出」で元俘虜、帰順兵、土匪、囚人を訓練した者、

その約三分の二の二四、〇五〇名は「行政供出」で華北政務委員会の行政命令に基づく割当に応じ都市鄉村より半強制的に「供出」させた者、これらは、特に「行政供出」によるものは、年齢、健康、能力等どの点から見ても素質特に悪く死亡率が高かった。

これらの事実から判断すると、「供出」方法と素質とは極めて密接な関係があることがわかり、この素質不良は「供出」前の「取扱」欠陥と相まって、日本で就労したときの高死亡率及び「作業率」及び作業能率低調の最大原因となっているのがわかる。

なお「移入」時に航海日数が相当必要だった者多く、その間の「取扱」等に不適当な点があつて相当多数の死亡者を出したことも見過ごすことができない。としてゐる。

(二) 中国人を集めるための方針

閣議決定(第二「要領」)は、

二 移入する華人労務者は主として華北の労務者を以て充つるも、事情によりてその他の地域よりも移入し得ること。但し緊急要員については成る可く現地に於いて使用中の同種労務者並びに訓練せる俘虜、帰順兵にして素質優良なるものを移入する方途をも考慮すること。

三 移入する華人労務者の募集又は斡旋は華北勞工協會をして新民会その他現地機関との連携の下に之に当たらしむること

四 移入する華人労務者は年齢概ね四〇歳以下の男子にして心身健全なるものを選抜することとし家族を同伴せしめざること

と定めていた。

また次官會議決定（第一「通則」）中では、

一 本件により内地に移入する華人労務者の供出またはその斡旋は大使館現地軍並びに国民政府（華北よりの場合は華北政務委員会）指導の下に現地労務統制機関（華北よりの場合は華北勞工協会）をして之に当たらしむること

二 華人労務者は訓練せる元俘虜又は元帰順兵の外募集によるものとする

前項の労務者は年齢概ね四〇歳以下の男子にして素質優良、心身健全なる者を選抜することとするも成る可く三〇歳以下の独身男子を優先的に選抜するよう努力すること

外務省報告書には華北勞工協会については触れられていないが、華北勞工協会は、華北政務委員会のもと北京に一九四一年七月設立された財団法人で、華北政務委員会及び北支那開発株式会社の折半出資の四〇万円を基本財産とし、それまで幾つかあった公認労働者紹介機関を統合して生まれたいわゆる労務統制機関で、その実態については、外務省報告書中の各事業所報告書中に具体的記載がある。他の傀儡機関と同じでトツプには中国人を置くが、実権は関東軍やその特務機関が掌握し、実態は関東軍の出先専門機関であった。

また既に見た外務省報告書中には「供出」、「特別供出」、「訓練生供出」、「自由募集」、「行政供出」など、見慣れない、あるいは現在では用語法が異なる単語が頻出する。以上の方針との関わりでこれをまず明らかにしよう。

「供出」とは、戦前、そして戦後一時期までの経済統制の基本的概念であって、官庁や軍の要求に応じて物品等を提出すること、食糧管理法上は食糧供出制度が設けられ、強制力があつた。

そして外務省報告書によれば、

「行政供出」とは、「中国側行政機関の供出命令に基づく募集にして、各省、道、県、鄉村へと上級庁より下部機構に対し供出員数の割当をなし責任数の供出をさせるもの、

「自由募集」とは「主要勞工資源地に於いて条件を示し希望者を募る」もの

「訓練生供出」は日本現地軍において作戦により得たる俘虜、帰順兵にして一般良民として釈放差し支えないと認められたる者及び中国側地方法院に於いて微罪者を釈放したる者を華北勞工協會に於いて下渡を受け同協會の有する各地（済南、石門、青島、邯鄲、除州及び塘沽）所在の勞工訓練所に於いて一定期間（約三ヶ月）渡日に必要な訓練をなしたる者を供出」するもの

「特別供出」とは「現地に於いて特殊勞務に必要な訓練と経験を有する特定機関の在籍勞務者を供出」せるものである。

（三）中国人を実際にはいかにして集めたか

以上の説明で明らかのように、強制連行の対象となった中国人の集め方の大半は「行政供出」と「訓練生供出」であったが、ここで「行政供出」を行う中国側行政機関は、日本軍の傀儡として作られた国民政府（華北よりの場合は華北政務委員會）の機関であり、このことは前記次官決定において、既に述べたように、

本件により内地に移入する華人勞務者の供出またはその斡旋は大使館現地軍並びに国民政府（華北よりの場合は華北政務委員會）指導の下に現地勞務統制機関（華北よりの場合は華北勞工協會）をして之に当たらしむること

と定めているが、これを日本政府の指揮下にあるものと扱っていることにより明らかである。

この結果、「行政供出」が傀儡政府と傀儡軍の中国人強制的狩り出しであり、「訓練生供出」が前記の通り日本現地軍の駆り出しと傀儡政府裁判所の囚人であり、これを華北勞工協會が引継を受けたものであった。

何故こうなったか。

外務省報告書は

「行政供出によるもの過半数を占め、訓練生供出之に次ぎ、自由募集、特別供出は両者を合するも供出総員の一割に充たず。右の内特別供出によるものは、荷役造船等につきある程度の経験を有する半熟練工なり。又自由募集によるものは一応労働に対する能力と意欲を有するものと見て差し支えなかるべく、しこ

うして此等に属するものは前述の通り一割に充たず。次に訓練生供出は概ね元俘虜、帰順兵、囚人なり。体格はともかく思想的危険性と訓練生活による体位低下等一応予見せられざるにあらず。さらに供出の過半を占むる行政供出は頭数を揃うることのみに墮し、体質、労働意欲その他につき多くの問題を包蔵する危険あり。此等に付ては実績に付後述すべし。然からば何故にかかる危険ある行政供出を選びたるか。當時の実情を見るに、移入の主目標たりし元俘虜、帰順兵、囚人等の供出は当初の見通しに比し、遙かに少なく、他面本格移入決定し実行に着手したる昭和一九年二、三月の頃は既に対満供出は既に終わらんとし、対蒙疆華中は勿論華北自体の需要を満たすすら困難を来しつつありし実情に加え、華北の豊作、物価高、治安悪化は供出の困難に拍車をかけ、その他供出網の不整備及び移入のため華北に進出せる業者の性急なる所要数獲得企図は不完全なる供出網下に劣悪なる華工を半強制的に供出せざるを得ざるに至らしめたり。之に加えるに乗船までの船待ち等の為訓練所生活における食糧事情等は一層体位を低下せしむるの因をなせり。なお日華労務協会等の募集に際してとれる態度は終戦後華人労務者をして紛争の口実を与えたり。」（傍線は原告代理人）

外務省報告書は、ここに「半強制的」として、強制の契機があったことを認めるが実際はどうであったか。この点について当時の派遣軍でこのような作戦に当たった当事者は、作戦にあたり無差別に住民の男子と断髪的女子を捕らえたと言言し、方面軍は作戦をこの俘虜と資源を獲得目的にして行って多くの農民を捕らえたことを明らかにしている。既に日本軍は中国民衆から東洋鬼と呼ばれ、恐れられていたから、任意に自主的に日本や日本軍の下で働きたいと考える中国人はいらなかつたのである。この結果、外務省報告書に依れば、これら「華工」の年齢は一一歳から七八歳にまで及んでいるが、これはおよそ前記方針に違反しているだけではなく、可働年齢を遥かに超えている年寄りでも子どもでも見境なしに、労働させる目的さえ無視し、年齢に関係なく員数合わせのために遮二無二強制連行してきたことを示している。

(四) 日本の事業場にどのようなようにして連れてきたか

こうして捕らえられた中国人は一旦華北勞工協会の港湾に近い各地(濟南「山東省」、石門「河北省石家莊」、青島「山東省」、邯鄲「河北省」及び塘沽「河北省」等)所在の収容所に強制収容された。そしてここから日本に送り出されたものである。この収容所は狭い建物の中に多数の中国人を収容し、土間にアンペラ(「むしろ」)をしいてそのうえに寝具も暖房もなく寝起きさせ、食事も飲料水も不足していたので、病気にかかる者多く衰弱が甚だしく、次々と死んでいった。死んだ者は穴に投じられ野犬の餌食になった。

次官會議決定は、「華人勞務者は移入に先立ちて可成一定期間(一ヵ月以内)現地適當なる機關において必要なる訓練をなすこと」とされたが「訓練」とは名のみで集團行動のための規律を叩き込む軍事教練類似の軍隊式教育が行われ、仕事の内容などを教えるようなことはなかった。

運搬について同決定は、「華人勞務者の輸送は日滿支關係機關において之が手配をなすこと」と定められたが実際には、もちろん日本の船舶だが客船ではなく、石炭輸送船等物資輸送のための貨物船の船倉を利用して行われた。既に述べたように、戦況が悪化し海上輸送は次第に危険度を増していたので、危険を避けるために迂回等が多く航海日数が増えたが、これは運搬される中国人労働者にとっては収容所より数等悪い環境の船倉生活の期間が増したことであり、病者は衰弱し多くの死者を出した。

外務省報告書はこの模様について、

當時逼迫せる船舶事情及び危険なる航海事情下において、しかも石炭、塩等多量の原料輸入の要請を充足する傍ら、華人勞務者を輸送することは相当の問題を提供せり。

即ち船待ちの予定付かず急遽乗船して食糧その他の準備不十分なることまたはこれと反対に予定以上船待ちして備蓄食糧の不足を訴うることを、航海日数予定付かず集團輸送一六九件中未詳のもの二六件を除き、内八六件は四〜九日にて先ず不可なきも他の四八件は一〇〜一九日を要し、甚だしきは二〇日以上もの六件三〇日以上もの三件にして、最高三九日を要したるものもあり、飲料水食糧等の欠乏を来たせると屢々ありしこと又食糧殊に白麵に砂のごとき不純物混入せる場合もありしこと、概ね貨物船にして最初

は医師を付き添はしたるもその後は諸般の事情によりこれが付き添いもなく且つ船倉内石炭、塩、鉱石等の上に長時日寝起きせざるを得ざりし状態にありしこと、上陸後直ちに長途の汽車輸送を受けしこと等の実情にあり。

という。

その結果は莫大な数の途中死亡者を出している。

乗船人員三八、九三五名に対し船中死亡五六四名（一・五％）、事業場到着前死亡二四八名（〇・六％）、合計八一二名（二・一％）である。北海道の伊藤組置戸は乗船人員四九九名中八三名（一六・六％）が途中死亡し、北炭空知天塩では乗船人員三〇〇名中船中で三八名、上陸後到着前三一名、計六九名（二三％）が死亡している。これらの数字自体がいかにこの輸送が残酷なものであったかを物語っている。この「移入」の手続としては、「現地労務統制機関（例えば華北勞工協会）において交付する「華人労働従事証」に在支帝国公館長の証印あるものを以て「渡日証明書」とすることが定められていたから乗船時の把握も行われていたし、降船時の入国審査も行われたから、この時点で被告国はこれらの全容を把握していたものである。

（五）日本の事業場にどのように配置されたか

外務省報告書は、

斯くて移入を見たる華人労務者は閣議決定の方針に従い国民動員計画産業中鉱業、荷役業及び国防土木建築業等に就労せしめたるが、その雇用主数三五社、配置事業場数一三五事業場に上れり。

そして業種別にこれを見ると

鉱山業は一五社四七事業場、移入数一六、三六八名、

土木建築業は一五社六三事業場、移入数一五、二五三名に上り、

港湾荷役業は一社二一事業場、移入数六、〇九九名、

造船業は四社四事業場、移入数一、二一五名、

そして鉱業の中身を見ると、炭鉱が圧倒的に多く四二事業場、移入数一七、四三二名、その他銅水銀、鉄などの重要鉱石採掘、三二事業場、移入数一一、一九七名

そして土建業の中身を見ると、発電所建設一三事業場、移入数六、〇七六名、飛行場、鉄道、港湾、地下工場等の建設、三六事業場、移入数一四、四七三名

港湾荷役では二五事業場に八、〇七三名、

地域別に見ると、

北海道 五八事業場、一九、六三一名、

中部地方 二五事業場、一〇、一八八名

九州地方 八二三事業場、九、一二六名、

とこの三地方が圧倒的に多いが、これは北海道、九州が炭鉱労働に、そして中部地方は中部山岳地帯に建設中の発電所、地下工場に使役するためであった。

という。一見して明らかに業種別に挙げられた数字と業種内の数字の和との間に食い違いがあるがその原因は不明である（なお、原告が連行された明治鉱業昭和鉱業所を含む北海道の各事業場の所在地等については、別紙図面一参照）。

（六）雇用契約の欺瞞

閣議決定（第二「要領」七）及び次官決定（第一「通則」五）は、「華人労働者の契約期間は原則として二年とし」と、あたかも中国人労働者と企業の間に関係が存在するかの如く定めている。

また、原告が一九五八年一月下山して、日本側に発見された直後の三月四日参議院予算委員会を外務省アジア局長板垣修は、

戦時中中国から相当多数の労働者が日本に来て働いていたわけですが、この身分につきましては、通常、俘虜とか何とか入っておりますが、私、現地で直接会って承知しておりますが、俘虜ではございません。

全部、身分が俘虜であつた者も、現地で日本に送る前に身分を切りかえまして、雇用契約の形でみな日本に来ております。従つて、通常言われる俘虜という身分ではございません（傍線は原告代理人）。

と述べ、外務省の見解として無反省にも雇用契約の存在を主張した。

しかし、第一に、原告を含む強制連行された中国人は、既に述べたような経過で「移入」されたもので全く自由を奪われた状態で、契約の前提となる自由意思の存在する余地がなかった。もっとも、既に挙げたように、日華労務協会（華中）が「供出」した一、四五五名は「自由募集」とされている。これは「主要勞工資源地に於いて条件を示し希望者を募るものなり」（外務省報告書）であつたはずである。しかし、これは実際には労務者側に示された募集条件と事業場側に示された条件が全く相反しており、双方ともに好条件を示して「移入」を図りながら、労務者が来日すると全く条件が違い、紛争が生じた。ここで「自由」とは詐欺される自由のことであつた。そしてこれら中国人が死亡率が高かつたことは見たとおりである。戦後、このような問題の解決には外務省がのりだしているようである。

第二に、また現実には中国人たちの意思表示としても存在しなかつたし、その成立を示す契約書などは一切存在しない。この一連の過程で作成された契約書類が存在するとすれば、それは現地の収容所あるいは上陸地点で、「供出機関」と事業場の間で「使用」に関する労務供給契約書らしきものが締結され、これが外務省報告書の事業場報告書中に一部現存するのみである。企業側も、さすがに各労働者と契約したとは言えず、「業者は直接華労と契約をなしたるものにあらず、勞工協会と契約をなしたるものとす。」（三井鉱山砂川）と言う。第三に、中国人側には「使用」者となる業者を選択する余地など全くなかつたことである。それでは誰が誰を「使用」することを決めたのか。まず、「使用」する資格のある産業を決めたのは、次官会議決定である。

華人労務者はこれを国民動員計画産業中鉱業、荷役業、国防土木建築業及び重要工業その他特に必要と認むるものに従事せしむること（第一「通則」四）

「使用」する事業場を決めるのは、厚生省である。

華人労務者の使用を認むる工場事業場は華人労務者の相当数を集団的に就労せしむることを条件とし関係

庁と協議の上厚生省これを選定すること(第二「使用条件」一)

このために、事業主は「雇用願」を所轄庁府県經由で厚生省に提出し、厚生省が「割当」の決定をし、大東亜省と内務省に決定した割当表を送り、大東亜省は労務者の引継輸送月日を決定し、厚生省を経て関係庁府県を通じて事業主に通報し、移入労務者の「引継、輸送、到着後の措置につき遺憾なきを期せしむ」(華人労務者内地移入手続 第二 移入雇用申請の処理一乃至五)とされ、この間に中国人個人の意思など全く入り込むことが予想されていない。雇用関係決定にとって必須な賃金の決定手続もない。そして実際に、一人一人について決定したのは、華北劳工協会等現地の「供出」機関の「割当」であった。もちろん「割当」を受ける事業場側には、これを受けない自由はあったが、一人一人の中国人には、いかなる意味でも自由はなかった。身体は拘束され、自己の意思で収容所から離脱することはできず、これら拘束者に対し抵抗することは死を意味し、「割当」を受けて、日本に連行しようとした事業場に対し抵抗することも死を意味したからである。

第四に、労働者を使用したとき必ず支払われる賃金が支払われていないことである。閣議決定を始め次官会議決定、その他の関係文書はすべて賃金支払いを前提している。しかし、実態上支払われたところは全くない(敗戦後中国人の強い要求により一部で、賃金に相当する金額が支払われているところがあるのみである。)

第四 強制「労働」における実態

一 労働管理の状況

労働管理は、次官會議決定によって、厚生省（労役）、運輸省（輸送）、内務省（取締）、大東亜省、農林省（食糧）、各事業場並びに下級機関として地方庁、「現地より同行せる日系指導員」、国民職業指導所及び警察署が行うように決められている。

外務省報告書によれば、「内務省に於ては厚生省軍需省と連名をもって関係地方庁に対し之が指導に関し通牒を発せり又之が取締要領を定め之が励行方を通牒せり」とあり、この「取締要領」においては次のような指示が出されている。

- 一 華人労働者内地移入要領第二の「一」に依り割当予定の通報を受けたときは事業場と連絡し作業場宿舍等の選定、警戒対策の樹立其他取締上必要なる諸般の準備を為し置くこと
- 二 事業場側に対しては逃亡防止並びに外部との連絡遮断に処する確実なる施設の完備と華人労働者監督の責任を負担せしむること

この政府の指示は忠実に実行されていくが、各事業場においては警察が管理における重大な役割を果たしていた。例えば釜石警察署は事業場に対して次のような「提示事項」を送っている（昭和一九年九月二五日）。

一 看守

イ 県費警官四名

請願警官二名 甲乙丙三部制勤務

ロ 宿舍側近に警官見張所を設置のこと

ハ 点呼並携帯品点検には警官を立会せしむること

二 逃亡

二 逃走者を逮捕せる場合絶対に帰国又は職場に復帰さすことなく警察署に連行のこと

三 其の他

イ 作業指導員は絶対に自ら作業に従事せざること 率先躬行の要なし

ハ 漢民族は感情に左右されない 親切にすればする程増長するを以て親切心或いは愛撫の要なし

ニ 労働能率の向上ため成績優良者に嗜好品を与え不良者には減食すること

ヘ 規律、指導訓練は最初から厳格に行うこと

ル 入浴の設備は被征服者が征服者を持成すと云う支那の觀念があるから設備の要なし

タ 外出は一切認めざること

レ 通信面接、書面による通信は抑制しないこと

自由投函は禁止し一定の投函箱を設置し投函された書面は一括所轄警察署に提出のこと

面接は内外人を問わず一切禁止のこと

また、新居浜警察署は「華人労務者警備計画」と題して次のような指示を出している（昭和一九年一月五日）。

第五項 5 障壁―周囲に高さ一〇尺乃至一二尺の板塀を為し逃亡防止の為板塀の丈夫に電線を張り繞らし三五

〇ボルトの電流を送電す

第一一項 5 各種不平不満の内偵

7 華人内部の動静査察

11 新聞雑誌を提出せざること

16 写真並に指紋原紙（人相特徴を含む）を個人別に作成保管

右のような警察の関与は、原告が連行された明治鉱業昭和鉱業所も例外ではない。

警察の管理がどのように実行されていたかについては、逃亡した中国人が逮捕された後の状況をみると一層明確になる。「中国人殉難者名簿」によれば、「土屋組天塩では山口県特高が一名逮捕し以後全員行方不明、鉄道工業美唄一名逮捕以後行方不明、鹿島組御嶽三名逮捕全員死亡、飛島組御岳一名逮捕死亡、西松組安野五名逮捕全員原爆死、熊谷組与瀬一名逮捕死亡、日鉄二瀬鉱業所一六名逮捕内七名死亡、日鉄鹿町鉱業所六名逮捕全員原爆死、三菱大夕張鉱業所一名逮捕死亡、同高島鉱業所一名逮捕死亡、同崎戸鉱業所二七名逮捕全員原爆死、三井田川鉱業所二二名逮捕内四名死亡一名不具、伏木港荷役九名逮捕三名死亡、新潟港荷役一名逮捕以後行方不明」とあり、いかに厳格に警察によって管理統制下におかれていたかが伺われる。

以上のような警察の各事業場に対する指示は全般に内務省指揮下にあった県警察当局の指示によってなされたものであり、政府の指示に基づくものであることは明らかである。

二 衣食住について

1 収容所の状況について

収容所の状況について外務省報告書は次のように述べている。

宿舍は華人労務者の為特設せられたるもの最も多く一三五事業場中六七を占め改造、転用等をなせるものあり

居室は一人当り〇・六三坪平均にして畳敷のもの四五％アンペラ敷のもの二七％、その他莫産敷、板敷のものもあり、逃亡防止の見地より通風採光の点面白からざるもの多く一般に設備充分とは云へざるも特に不良と認めらるるものなきが如し

唯受入迄に準備整はず之が為疾病死亡を誘発せりと認めらるるもの若干あり、尚暖房燃料などに関して特記すべきものなし

衣食住の状況に関しては、民間の調査報告によって外務省報告書における報告が信頼しがたいものであるといわれている（一例であるが、民間調査では疊敷の収容は確認されていない）。それは外務省報告書が事業場からの報告をそのまま統計したものでしかないからであるが、それでも右の報告には「通風採光の点で面白からざるもの多く」「一般に設備充分とは云えざる」と表現され、「暖房燃料などに特記すべきものなし」と明らかにされておき、各事業場における収容所の劣悪な環境をうかがい知ることができる。しかも一三五事業場のうちその多数が北海道に存在していたにもかかわらず「暖房燃料などに特記すべきものなし」というのである。

2 衣食の状況について

外務省報告書においては、例えば食について事業場側の支給した食料の平均は配置直後一人一日平均主食九二四グラム、栄養量は熱量三、九九一カロリーとなっているが、一九四五年三月の日本人一般の摂取熱量一、九二〇カロリーと比較しても、また非常に多くの栄養失調による死亡者を出しているという事実からも、さすがにこの数字には外務省報告書も「信憑し得ざる数字にして恐らく誤記多きに依るものと推察せられ」と述べている。

別の報告によれば、「捕虜となって連れてこられた中国人は小さなマントウ一個の支給で坑内労働を強制され、空腹の余り恥も外聞も捨てて道路に落ちている生大豆や馬鈴薯を拾って食べた。衣類も満足に支給されない彼らは荒く織った作業衣一枚に瘦細った身体を包み、雪のプラットホームにがたがたふるえ乍ら汽車を待っていた（毎朝五時四〇分盤ノ沢発の列車で通勤していた）姿は痛々しいばかりであった」（三菱美唄鉱業所労組「炭鉱の生活史」）、「被服も政府から若干配給され、長野県から工事責任者たる日発御嶽建設所長に渡されているが、これらの被服は大部分横流しされ、俘虜がやってきたとき一回夏服を渡されただけで、冬は本国から持参した中国服を使っていた、補修用品が支給されないため南京袋を針金で綴ったものや、セメント袋を足に巻いたり、ワラを巻いたものもあった。食料は少なく少量の小麦粉が長野県知事から配給されたが、俘虜の常食は小麦粉六〇％、麩糠四〇％の粗悪なパン（タテ横約三センチと七センチの長方形で厚さ約三センチ）を三個与えられただけ

で、空腹にたえかねて野草を採取して生活していた」（電産木曾川分会調査「労働戦線」一九五〇年三月三日）と記されている。

各事業所側とも、当時の食料、衣料、医薬品等が嚴重な配給機構下にあつて、県当局の斡旋指示によらなければ鉱業所自体の入手は警察当局の監視が嚴重で不可能であつた。各事業所における衣食に関する実態は右の事業場と変わらないものである。

三 労役の状況

1 労役の種類

労役の種類は、乗船人員のうち、鉱山業四七事業場一六、三六八名、土木建築業六三事業場一五、二五三名、造船業四事業場一、二二五名、港灣荷役二一事業場六、〇九九名（総計一三五事業場三八、九三五名）であり、すべてが重筋肉労働部門である。この割当配置は既に述べたとおり、次官會議決定附則「華人労務者内地移入手續」の細目などにより「關係庁協議の上厚生省之を選定」したものである。

配置された作業の種類状況をさらに石炭採掘についてみると、採鉱四四・七%、運搬一〇・三%、掘進二七・三%、切工一・八%、盛土〇・三%、機械一・四%、農耕〇・一%、雑役一四・一%となつており、石炭採掘においてほとんどが坑内の重労働に使役されたことが示されている。

坑内で労役させられていた状況は、原告の連行された事業場である明治鉱業昭和鉱業所では次の通りである（一九四五年一月現在）。

日本人（坑内）	一二六名	（坑外）	二九六名	（計）	四二二名
中国人（坑内）	一九一名	（坑外）	六名	（計）	一九七名
朝鮮人（坑内）	五九三名	（坑外）	七四名	（計）	六六七名

2 生産、労役の量、強度について

当時は全体として生産、労務は政府の強力な統制下にあった。中国人の配置された事業場、とくに石炭採掘の事業場は、軍需管理の指定をうけ、政府とくに軍需省による生産の割当てと厚生省による労務の統制のもとに、全体に苛酷な労働が強いられていた。

中国人に関する労働強度を示す報告として「軍の命令は出勤率八五％を要求している。出席目標は直ちに食糧の配給基準をおびやかす。栄養失調の甚だしい者の中には一寸つまづいて転んだしゅん間、死の転帰をたどった者もあった。」（三菱美唄勤労係西村武夫氏）というものもある。

また労役強度は、中国人のおかれていた以下の状況から推し量ることが可能である。三井美唄鉱業所では乗船人員五九七名のうち四六名が途中で死亡して事業所に到着したのは五五一名であった。三井芦別鉱業所では、乗船人員六八四名、途中死亡七四名、事業所に到着六一〇名であった。美唄も芦別も途中死なずに事業所に到着した中国人の状態が極端に悪かったと言える。その状態の中で稼働率は美唄が八七・八％、芦別が七〇％、労働時間がそれぞれ二交替一〇時間で重労働をさせられた。その結果美唄事業所では一一七名が死亡し、芦別では一七一名が死亡した。死亡率はそれぞれ三七・三％、三五・八％である。

右のような状況は石炭採掘のみならず、他の事業場や港湾荷役等の事業場においても同様であった。ちなみに、明治鉱業昭和鉱業所においては二〇〇名の連行者のうち、死亡者は九名四・五％である。

3 死亡並びに行方不明の状況

死亡者総数六、八三〇名について「外務省報告書」をみると

イ 死亡の時期および場所

連行船中死亡

五六四名

事業場到着前死亡

二四八名

事業場到着後三カ月以内死亡

二、二八二名

事業場到着後三カ月以後死亡 三、七十七名
生存者集団送還時以後死亡 一九名

口 原因

疾病によるもの 六、四三四名
災害によるもの 三二二名
自殺 四一名
他殺（ほとんど中国人同士の殺害） 三三名

乗船に至る前に既に多数の死亡者を発生させていたという事実については前に述べたとおりであるが、乗船に至るまでの大量死亡を発生させた状況はそのまま継続して以後の連行から事業所における死亡の大きな要因となっている。ほとんどの事業所で配置された中国人は事業場に到着した時点で既に栄養失調状態であったのである。そこに事業場における苛烈な労働と労務管理が重なってあまりにも悲惨な犠牲を強いたのである。外務省報告書もこの点について触れ「死亡責任を現地側のみに負わしむるを得ず……然らば受入側の責任とは如何なる点にありや……一概に断ずるを得ざるも食糧の質及量に起因すると認めらるるもの、宿舍被服蒲団等の点に疑問ありと認めらるるもの、医療衛生の施設及診療に問題ありと認めらるるもの等に大別すると得べく……一応判断せらるるところなり」と記している。

四 まとめ

以上のような強制「連行」及び強制「労働」の凄まじい実態は、企業からの要請を受けた当時の日本政府が、自らも戦時経済を揺るがせにせず一層の戦線の拡大を企図して具体化した「華人労務者内地移入」政策を実行した当然の結果にはかならない。

三五企業と日本政府が車の両輪ともいうべき強い共同関係にたつて、朝鮮人だけでは足りず、更に中国からも多数の人民を、生活の場所から、そして最愛の家族から、暴力的に引きはがし、極めて不十分な食糧しか与えず、栄養不足のまま彼らを牛馬のごとく使役したのである。このことがこれまで述べてきたような言語を絶する被害を生させたのであり、被告国と企業の責任は人道上・法律上極めて重大であるといわざるを得ない。

第五 原告の被害の実態

一 原告の職業、家族構成

原告は、一九一三年七月二五日に生まれた。当年八二歳である。

原告は、強制連行された当時、山東省渚城県柴溝郷草泊村に住んでいた。当時の家族構成は、両親、兄弟、妻を含め九人の家族で妻は妊婦であった。家族は皆農夫であったが、小作で細々と耕作をしていた貧農であり、長男の原告が一家の働き手として九人の家族の生計を支えていた。

二 強制連行の状況

1 前項までに詳細に述べたとおり、一九四二年一月二七日の閣議決定により一九四三年四月から同年一月までに中国人一、四二〇名の試験的移入を開始していたが、一九四四年二月二八日には次官會議決定がなされ、同年三月から中国人の本格的移入が開始された。

当時すでに中国では、日本軍によるいわゆる「劳工狩り」「兎狩り」と称される一般住民の無差別強制拉致が行われており、山東省においては農村部落を包囲し老若男女を問わず村民を一斉に逮捕し、村中の雑穀、被服、鶏、家畜、家具、金品などが手当たり次第に掠奪され続けていた。こうした中、次官會議決定がなされた後の一九四四年九月二八日の早朝、原告は当時三一歳で、中国人の傀儡軍に理由も知らされず突然拉致されてそのまま連行されたのである。

次官會議決定によれば、「華人労務者の供出は・・・大使館現地軍並に国民府（華北よりの場合は華北政務委員會）指導の下に現地労務統制機関（華北よりの場合は華北劳工協會）をして之を当らしむる」とされた。「外務省報告書」によれば、「華北劳工協會扱のものは・・・約三分の二は行政供出に係るものにして華北政務委員會の行政命令に基く割当に応じ都市鄉村より半強制的に供出せしめたるもの」とある。これは日本政府機関が中国

傀儡政府に命じて行わせた「劳工狩り」であり、多くの農民やその他の一般住民が理由も知らされず家族の目の前で、あるいは家族に知られることなく無差別に狩り集められた。原告もまた、このように中国傀儡軍に拉致されて連行されたのである。

突然拉致された原告は、そのまま一旦は草泊村役場に連れて行かれたが、そこからさらに油呼頭村、大沙窩村、張家墩村、棗行村へと連行され、この途中で日本軍に引き渡された。その間にも、原告と同じように、村の一般農夫が次々と狩り集められていた。その後、原告らは高密県の県政府の牢獄に集められることになるが、そのときにはすでに、約二〇〇名余の中国人が原告と同様に強制的に拉致されてきて収容された。

もちろん、原告らは自分たちが異郷の日本へ連行され、日本の鉾山などで働かされようなどとは知る由もない。しかし、少なくとも自分達の身の上に何か危険な事態が迫り寄せようとしていることは直感できた。

高密県では、連行された中国人のうち約一〇〇名が逃亡を企てた。しかし、武装した軍隊の包囲から逃れることは不可能に近く、逃亡は成功せず、軍から発砲されあるいは暴行を受け何人もの中国人が虐殺された。原告も逃亡の実行を試みたが、頭に暴行を受けて意識不明の重傷を負った。

高密県で原告らは、「青島で飛行場を造るために狩り出されてきた」との説明を受け、いずれも武装していた日本軍と中国傀儡軍の監視の下に汽車で青島に連行されたのである。

2 青島についた後連れて行かれたところは、周囲に電流を流し鉄条網をはりめぐらした大東亜公司という二階建ての建物であった。そこが華北劳工協会の建物であり、中国人の捕虜収容所でかつ劳工訓練所であった。原告らは、その建物の一階に入れられ、約六日間収容された。収容された中国人の数は、さらに八〇〇人に膨れ上がっていた。

ここで、原告らは写真を撮られ、また単衣のカーキ色の軍服のような服一着、一本のゲートルを二本に切ったもの、麻袋に綿を入れた縦横一メートル弱四方の正方形をした小さな布団のような物一枚を支給された。

この収容所では、労働させられることはなかったが、約八〇〇人が一〇〇人くらいずつの班に分けられて歩行

訓練のような軍事訓練をさせられた。日本軍の言葉がわからず命令通り行動できない者は構わず暴行を受けた。食事はまともな物は与えられず、量も少なく、毎日のように餓死者あるいは病死者が続出した。

3 中国人の強制連行は、日本政府の許可を得た企業（各事業所や業界統制機関）が、北京や上海に係官を派遣して、華北勞工協会、日華勞務協会などとの間に勞務提供契約を取り交わし、この勞務提供契約に基づいて中国人を日本へ連行し、各地の事業所に勞務させるという形式が取られた。

しかし、強制連行された当の中国人にとっては、この勞務提供契約などまったく預かり知らぬことであった。中国人は企業との間でいかなる雇用契約も結んでいない。また、中国人たちは理由も告げられず突然暴力的に拉致されたものである。一片の自由もない被連行者たる中国人が対等な当事者を予定する契約を結ぶことなどあり得ることではない。そもそも日本と中国民衆は、占領者と被占領者側の関係に立つものであり、この両者の間に正常な雇用契約を結ぶ条件などはまったくなかったことは自明のことである。

原告を強制労働させた明治鋳業株式会社は、一九四四年一〇月引率者を中国人に派遣して、華北勞工協会の斡旋により原告を初めとする中国人二〇〇名を引率し、日本へ連行したが、原告が明治鋳業株式会社と何らかの勞務契約を締結した事実はない。

4 一九四四年一〇月一日、原告ら中国人は青島から貨物船ブルト号に乗せられた。小さな丸窓が二つあるばかりの一番底の船倉に約八〇〇名の中国人が詰め込まれた。船倉にはムシロの下に鋳石が積んであった。いわば、原告ら中国人はこれらの貨物の上積みとして詰め込まれて日本へ輸送されたのである。日本に連れていかれることは通訳から聞かされたが、もちろん原告の同意はない。

船には約八〇〇人の中国人が乗せられていたが、皆、鋳石のムシロの上で寝起きした。船での食事は極めて粗末で少量であり、乗船の時にとうもろこしでつくった固い蒸しパンのようなものをわずかに数個支給されただけであり、また水は一日一カップしか配給されなかった。日本に着くまでの七日もの間に、これだけの食べ物では体

力を維持することすら到底不可能であった。「外務省報告書」によれば、「移入した（中国人）三八、九三五名のうち船中で五六四名が死亡」している。実に一・五%の者が日本へ着くまでの船中で衰弱、病気により死んでいったのである。原告らもその例外ではあり得なかった。原告らは空腹に耐えかね、船の中に積んであった生玉葱を監視の目を盗んでは食べ、飢えを凌ぎ、かろうじて生命を生きながらせることができたのである。しかし、薄暗い船倉の中に物資のように詰め込まれ、食べ物も水も僅かしか与えられぬ状況に、肉体は著しく衰弱していった。見知らぬ土地日本への連行への言いようのない不安と絶望は、一層身も心も衰弱させていったのである。

5 一家の支柱として働いていた原告が拉致されたため働き手を失った家族八人は路頭にまよい、まず妹が年季奉公にやられることになり、やがて父親も幼い弟二人を連れて出稼ぎに行き、家族はバラバラとなった。原告が拉致された二か月後に妻は男子を無事に出産したが、原告の母親はこの孫に「尋児」（幼名）という名をつけた。この子が成人してから行方不明の父親を訪ねあてるようにとの祈るような願いを込めたものであった。その後、父親は原告が拉致されてから九年目にこの世を去った。母親は、原告が帰国する一年前の一九五七年一二月に死亡した。

三 日本での強制労働

1 青島出港後七日目に原告は日本の門司に着く（なお、「外務省報告書別冊の資料によれば、原告は一九四四年一〇月二八日に下関に上陸した。）。

上陸した後、検疫が行われ、一人一人尋問を受けた。原告は農夫であるにもかかわらず、兵士で捕虜と扱われていた。その後、連行された八〇〇名は二〇〇名づつ四班に分けられ、うち二〇〇名が、門司から汽車で大阪、東京を経由し北海道へ連行された。時期は一九四四年一〇月末である。中国にいたときには九〇キロあった原告

の体重はこのとき六〇キロに減っていた。それほど、それまでの中国人に対する処遇は厳しく過酷で非人間的なものであった。

外務省報告書によれば、日本に上陸後も事業所に到着する前の間に、移入された中国人三八、九三五名のうち、二四八名もの者がさらに衰弱と病気によって死亡していった。

2 原告が強制労働させられた鉱業所は、北海道雨竜郡沼田村幌新太刃別にある明治鉱業株式会社の昭和鉱業所である（別紙図面一参照）。同鉱業所に着いた日は一九四四年一月三日であった。同鉱業所にはすでに朝鮮人も連行されていた。班編成がなされ、隊長、二つの小隊長、一〇の班が組まれ、一班は約一〇人、小隊は約一〇〇人の班が編成された。原告には七六番の胸票番号がつけられた。

一月の北海道はすでに雪が舞っていた。来て約半月ほどは宿舎に積もった屋根の雪掻きをさせられたが、その後本格的に鉱業所の強制労働に従事させられてゆく。

3 宿舎は、二階建ての木造建物で板敷の床があり、各階一〇〇人ずつが収容された。各階には二段式ベッドが四列に並べられていた。寝具は、僅か青島で支給された古い小さな掛け布団一枚しかなかった。設備らしい設備はなく、極寒の冬には寒くて身体は凍えて冷えきり、皆二階に上り身を小さく寄せ合うようにして寝た。

一九四四年の次官会議決定は、「第四その他」の項に「工場事業場は華人労働者の防諜並に逃亡に付特段の配慮を為すこと」と定めている。また「外務省報告書」によれば、内務省は厚生省・軍需省と連名をもって関係地方庁に対し取締要領を定めて励行方を通達していたが、この「移入華人労働者取締要領」によれば、「事業場側に対しては逃亡防止並に外部との連絡遮断に処する確実なる施設の完備」を厳しく要求していた。

この取締要領のとおり、昭和鉱業所の建物の外には、板で作った塀があり看守がいて、他に巡查が駐在し四六時中監視していた。また、過酷な労働と境遇から逃亡する者がその後相次ぐが、それ以後はさらに厳重な鉄条網の囲いが作られ、外部との一切の接触が遮断された。

4 北海道に着いた時期は一月に入っていた。すでに雪が舞い、土地は凍てついていた。身を切るような寒さの中で支給された作業着は、青島で支給されていた単衣のカーキ色の軍服のようなもの他には、事業所において支給された薄手のものが僅か一着だけであった。その支給されたものの下服は単衣の乗馬ズボンと地下足袋である。

5 先にも述べたとおり、中国人が就労させられた一三五事業場のうち、昭和鉱業所のような鉱山業は四七事業場を占め、数でいえば一六、三六八名が労役している。さらに配置された作業の種類状況を詳しく石炭採掘についてみると、採鉱四四・七％、運搬一〇・三％、掘進二七・三％、切工一・八％とほとんどが坑内の筋肉重労働である。明治鉱業所昭和鉱業所においても一九四五年一月現在の状況は、

日本人（坑内）	一二六名、	（坑外）	二九六名	（計）	四二二名
中国人（坑内）	一九一名、	（坑外）	六名	（計）	一九七名
朝鮮人（坑内）	五九三名、	（坑外）	七四名	（計）	六六七名

であり、中国人のほとんどは最も苛酷な坑内の重筋労働につかされている。

原告も労役の内容は、石炭掘りや運搬作業であった。農民は石炭掘りはすぐにはできなかったため、最初は道具の名前を覚えさせられたが、できない者は誰彼となく殴られ暴行を加えられた。

6 石炭採掘に就労された中国人全体の稼働状況は、「外務省報告書」によれば、稼働率平均八四・一％、労働時間は平均九・四四時間であり特別に高い。

後に見るように、劣悪な環境と粗末な食事で次々と病人、衰弱者が続発する中で、この中国人の稼働率の高さ、労働時間の長さは驚くべきものがある。いかに、彼らがぼろ雑巾のように酷使され使い捨てられて行ったかは想像に難くない。

昭和鉱業所に限らず全ての鉱業所においては、日本人は坑内での作業を一応一番方、二番方、三番方に分けられていたが、中国人は昼夜の二班に分けられていただけであった。すなわち中国人は一二時間の二交替の長時間労働を強制されたのである。原告はまた体力があったためずっと地下での重労働を課せられた。

昼の班の場合には、来る日も来る日も夜の明けきらないうちに起床し宿舎から現場まで歩きづらい山道を三〇分以上もかけて歩いて行き、仕事にかかって夜真っ暗になってから帰るの通常であった。

坑内での労働は苛酷を極め、配給された地下足袋はすぐに破れて、足は擦り傷だらけで血が流れこびりついて固まった。草で編んだわらじが一週間に一度の割合で配給されたがそれとても一日とはもたなかった。素足での坑内の重労働が続いて強いられた。

病人が出て仕事ができなくなると体力のあった原告はその肩代わりをさせられ余分に働かされた。休日はない。時々日本人が仕事を休むときに、冬場には雪掃除をさせられたことがあったが、これが一時の休息のように感じられた。来る日も来る日も牛馬のように酷使された苛酷な重労働の日々が続いた。

7 落盤事故や労働災害、またそれによる痛ましい死亡事故も発生した。「外務省報告書」によれば、昭和鉱業所での事故は、事故死五名、病死四名となっている。一九四四年一月から一九四五年八月までのわずか九ヶ月の間に、就労者二〇〇名のうち四・五%の者が死亡している。

杜桂相は石炭くずで目をやられて物が見えなくなった。儀鳳冊は岩石が崩れて手足を折り病院で足を切り落とした。鄧撰友は坑内で手を打たれ中指をもぎとられ残った四本も駄目になってこぶしが握れなくなった。坑には安全設備はなく、落盤で押しつぶされた死亡者がいる。原告は、崩れた坑の入口から二度遺体を掘り出したことがあったが、一度は石炭の山から三人の死体を掘り出した。いずれも顔は真っ赤に腫れ上がり眼球は飛び出し白目に炭塵がたまっていた。

8 仕事はノルマが課せられた。ノルマが終わらなければ、棒杭、鉄棒、シャベル、つるはし等で容赦なく暴行の

制裁を受け、また労働時間が延長された。疲労で休憩したり、時間内に作業が終了しなければ、同じく暴行を受けた。暴行は日常茶飯事であった。とりわけ二人の日本人はひどく、一人は髭の長い日本人であり、一人は足にゲートルを巻いた日本人であった。原告は体力も人一倍あり、ノルマを下回ることにはなかったが、それでも暴行を頻繁に受けた。殴られれば肉は破れ、血が流れ、石炭屑が傷口に入って血も肉も赤く染まった。

9 食料は非常に少なく、一日三食ではあったが、坑内で本格的に労働する前の半月ほどは、二〇〇人の中国人に支給された食料は、一日にうどん粉一袋半であり、一食分は一〇キロ足らず、一人わずか五〇グラムの支給でしかなかった。途中で量が少し増やされたが、苛酷な肉体重労働にはあまりに少量であり、飢えを凌ぐため雑草や腐りかけた粟のようなものを混ぜて粥を作って腹を満たすしかなかった。

坑内で労働するようになってからは、固い蒸しパンが支給されたが、親指ぐらいの穴の開いた固い蒸しパンであり、一日三食で、一食あたり一個が支給されただけだった。量、質ともに劣悪極まり、当初はとうもろこしの粉で作られていたが、後にどんぐりの粉、糠入りなどの雑粉入りのものになっていった。

昼食は作業中の坑内で取るようになっており、入坑のときあらかじめ一個の蒸しパンが支給された。これをポケットに入れて、昼食の号令によって口に入れた。わずか数分の昼食であった。坑内では水の支給はなかった。

病気で仕事を休んだり、能率が低下すると、この僅かな食事さえ減らされた。あまりの空腹に道端の雑草を監視の目を盗んで食べることも日常になった。しかし、この少量の食べ物さえ、その質の粗末ゆえに消化不良になり、体力の消耗を激しくしていったのである。

栄養失調や疲労により死亡した者が出た。外務省報告書によれば、事業場到着後に死亡した中国人は五、九九九名にものぼる。昭和鉱業所では、四名が病死した。

おびただしい中国人の死亡は、彼らの置かれた境遇を雄弁に物語っているが、いずれも栄養失調や疾病による衰弱、虐待や虐待による肉体消耗、安全設備欠如の労災が死亡の原因である。

「漢民族は感情に左右されない。親切にすればする程増長するを以て親切心或は愛撫の必要なし」「入浴の設

備は被征服者が征服者を持成すと云ふ支那の觀念があるから設備の必要なし」。これは釜石警察署による事業場への指示事項の一部だが、決して一地方の警察の特異な取扱ではなく、内務省警察部長の指示に基づく扱いであった。まさにこれが日本政府、企業三五社の中国人への民族的差別管理の一般の実態であった。

10 衛生環境もまた劣悪であった。炭塵まみれの重労働にもかかわらず入浴は許されなかった。原告が逃亡する一月前ぐらいからお湯で身体を洗うことができるようになったが、飢えによりやせ細った身体はさらにノミ、虱に悩まされ、ほぼ全員の中国人が皮膚病である疥癬にかかった。医療体制も不完全で収容所には医者はいなかった。鉱山に小さな病院があったが、ちょっとした病気の場合では診察は受けられず、負傷の場合にだけ医者が来て診察を受けた。

伝染病の発生も起こったようである。昭和鉱業所に来て半年ほど経った頃、原告は昭和鉱業所の他の就労場所ですらで伝染病がはやり、多くの人が死んだということ聞いた。そのためか、原告らも予防注射をされたことがあった。

11 企業と華北劳工協会との間に存在していたとされている「華人労働者」の供給契約によれば、中国人労働者には賃金が支払われることになっていたようである。しかし、形式的な契約をいくら取り繕っても実態は全く違っていた。企業と華北劳工協会との労務供給契約などは欺瞞であり、もちろんそのような契約に基づいた賃金などは一切支払われていない。暴力的に拉致し強制的に連行してきた中国人は企業にしてみれば、奴隷労働であり、彼らに賃金など支払う意識など生まれるはずがない。原告らは、強制的に拉致・連行され、苛酷な労働を強制され、食べ物さえろくに与えられない惨状の中で、賃金が支給されるなど思いも寄らなかった。彼らにとっては生きて祖国に帰ること自体が絶望的であったのである。

四 逃亡

1 「このまま鉾山にいれば虫けらのように殺される」。このように思ったのは原告だけではない。極度の栄養失調や酷使や虐待に耐えかねて、嚴重な監視の隙を突いて逃亡を計る者があった。しかし、捕まえられた者は警察に連行されて拷問を受けた。警察へ連行された後一週間位して作業場に連れ戻された者は、他の中国人への見せしめのため、二日に僅か一個の蒸しパンを犬に与えるように少しづつちぎっては食わされた。

こうした虐待と屈辱を見せつけられたにもかかわらず、中国人の逃亡への欲求を抑えることはできなかった。原告もまた、苛酷な強制労働や虐待あるいは極度の飢えに耐え切れず地獄のような作業所からの逃亡を決意した。こうして、原告は、一九四五年七月三〇日の夜、逃亡を決行した。期せずして原告の他に仲間四人も同夜に逃亡を実行して山中へ身を隠した。この仲間四人はその後捕まることになるが、原告は一九五八年二月八日に石狩当別町にて発見されるまで逃亡を続けるのである（原告らの逃走経路については、別紙図面二参照）。

2 逃亡した中国人が日本人に見つかることは、警察に捕えられ拷問を受け、虐殺されることを意味していた。同じ夜に逃亡した原告ら五人は、山中で再会し以後行動を共にした。原告らは逃亡した数日間、夜は一睡もせず明け方になってようやく仮眠をとった。着のみのまま逃亡した原告らには食料はなかったので、山中では、雑草を食べ山水を飲んで飢えを凌いだ。逃亡中は何よりも発見されないように細心の注意を払うことが必要であった。一日を通じて一ヶ所に留まることはなかった。昼に仮眠する居場所も毎日のように変えざるを得なかった。昼はできるだけ出歩かないようにし、夜になると農家を見つけたときはその畑に入って少量の食べ物を取って食べた。逃亡して数十日目にして原告らは海に出たが、海辺では昆布が食料となった。服はすでにぼろぼろに破れており、代わりに飼料などの入っていた麻の袋をかぶったり、案山子の古びた布切れを取っては服代わりとした。寒さには、紙くずを拾って体に巻つけて寒風をよけた。靴などはなかった。素足の逃避行は辛く、藁を集めて草履を編んで履いた。

3 逃亡して最初の冬は山中で迎えた最初の冬であった。北海道の冬は長く厳しい。一〇月になれば雪が降り出し、翌年の四月までは極寒の雪の中の生活を強いられた。冬にはほら穴を掘って身を隠した。北海道では一年のうち半年以上は雪の中での洞穴生活で、しかもその間の五ヶ月間は完全に雪に閉じ込められて狭い洞穴生活に耐えざるを得なかった。膝頭を両手で抱くようにしてその上に顎を乗せて体を動かさずじっとしている日が続いた。かき集めた食料は乏しかったが、運動しない身体は食べても物を消化せず、食欲はなくなり、体力は日に日に衰えた。洞窟では睡眠は座ったままとった。横になれば身体が湿り病気になることを恐れたからであった。北海道の真冬は二メートルもの積雪となる。最初の冬には雪に埋もれて狭い洞窟に生き埋めのまま死にそうになったこともあり、雪に埋もれた山中では死は常に隣り合わせであった。

ようやく春になり洞穴から出ることができるようになると、冬の間に筋肉が固くなり歩行ができなかった。一ヶ月以上も歩行の訓練をしてようやく歩き回ることができた。

望郷の念は日に日に強くなった。両親や、妻や、また生まれたであろう我が子のことを思うと胸が張り裂けそうになった。港に船を発見したときには、船に乗り込み櫓を漕いで海洋を渡り故郷に帰ろうと試みたこともあった。しかし、農民である原告らは櫓の使い方さえ分かなかった。絶望が襲い、郷愁の念はますます強まっていた。

4 一緒に逃亡した仲間四名は一九四六年四月までには次々と捕まり、以後、原告はたった一人で逃亡生活をすることになる。一人取り残された原告は、このとき苛酷な自然との闘いに絶望し自殺を図っている。しかし、日本軍国主義への憎悪と祖国への郷愁、残された家族への思いは原告に生き永らえる決意をさせてゆく。以後、原告はたった一人で二年もの長き間、苛酷な北海道の自然と格闘しながら生き抜くことになるのである。

野獣に襲われる恐怖に出会ったこともあった。日本人に発見される恐怖は原告の心を支配しこびりついていて、夏は発見されぬよう毎日のように居場所を移動した。ぐっすりと寝つけない癖がつき、逃亡の間は熟睡することはできなかった。冬はできるだけ山奥に冬籠りの穴を掘ったが、それでも発見されることを恐れ一年ごとに洞穴

を引っ越し警戒を弛めなかった。

山中での生活も、年を追うごとに、シャベルやノコ、ツルハシやヤカン、鍋、マッチなどの日用品を手に入れることができていったが、人目を避けた洞穴生活は変わらなかった。服装は、拾った古い布切れを縫い合わせたものを着て、靴はすでに底がなく、わらじのように編んだのを巻つけた。長く伸びた髪は後ろで束ね、お下げにした。

5 逃亡してから数年たち、ときに人里に下りることもあったが、明るい電灯に照らされた人家を見ると、「日本が戦争に勝ったのだ」「もう自分は中国へ帰れない」と思いこみ、絶望の淵に投げこまれた。情報から完全に隔絶された原告には、日本の敗戦は知る由もなかった。捕まればまた炭坑に連れ戻され、地獄のような労働や虐待が待ち受けて居る。その恐怖が原告を支配していた。

冬の生活は年を追うごとに厳しいものになった。雪の上を歩いたり、湿気の多い洞穴の生活が続くと、足は霜焼けや凍傷になったり、関節炎になったりした。髪の毛もだんだんと薄くなり、体力の衰えは年を追うごとにはっきりと現れていった。

こうして、原告はその後発見されるまで日本の敗戦を知らず、山中での原始生活を強いられ、その期間は二年七ヶ月もの長期間にわたったのである。この時期は、絶対の孤独と飢えと死や病気の恐怖と郷愁と捕まることへの恐怖と人後を絶する苦しみに襲われ、それに耐え抜き、格闘した時期であった。

五 遺棄

原告と一緒に逃亡した仲間二人は一九四五年八月下旬に捕まり、後の二人も一九四六年四月には捕まり保護された。いずれも民間人によって発見され保護されたものである。すでに日本は敗戦し一九四五年一〇月から同年二月の間には日本政府によって中国人生存者の集団送還が行われている。明治鉱業昭和鉱業所に就労させた中国人二

〇〇名も、九名の死亡者と五名の逃亡者を除き一八六名が一九四五年一月三日に帰国している。

生存者を祖国に無事帰すことは日本政府の国際的義務であり、また連行された中国人に対する法的義務でもある。したがって、日本政府は逃亡した中国人がいるときは、死亡していることが明らかでない限り、当の中国人を捜索し中国に送還する義務を負っていたはずである。日本政府は、最初の二人が発見された一九四五年八月下旬はもちろん、後の二人が発見され保護された一九四六年四月においても、保護された中国人の聴き取りによって原告が依然として生存し山中に身を隠していることを十分認識していた。それにもかかわらず、原告の居所を捜索し身柄を保護する措置を一切取らずそのまま放置したのである。

日本政府は、この忌まわしい強制連行・強制労働の事実を明らかにするどころか戦後一貫して事実を秘匿し、歴史から抹殺しようとしてきた。政府は自らが作成した外務省報告書の存在すら認めず、事実を歴史から消そうと画策してきたのである。そのために歴史の発掘は、その後民間の手によって長い年月をかけ粘り強く行われてきたのである。政府は、日本で無念にも死亡した中国殉難者の遺骨送還にさえ誠意を示さず、積極的な支援を拒否してきた。したがって、連行された中国人が逃亡した後、どこでどのように生き永らえているかは、全く関心の外にあった。彼らが生きていようが死んでいようが日本政府にとっては構わなかったのである。日本政府が、原告が生存していることを知りながらもその居所を捜索し身柄を保護する措置を取らなかったのは、まさに日本政府の企図したものにほかならなかった。

六 発見

一九五八年一月末頃、原告は石狩当別町字材木沢の山中にて兎猟をしていた袴田清治氏に偶然洞穴を発見される。日本人に発見された恐怖が全身を襲い、原告は洞穴から逃げ出そうとする。二月の北海道の冬は厳しく、洞穴から逃げ出すことは凍死を意味した。しかし、なお原告は洞穴から逃げ出した。凍死の危険よりも、捕まって再び重労働と虐待の昭和鉱業所に連れ戻される恐怖から何よりも逃れたかったからである。しかし、洞穴から出たものの足

の関節が固まり歩けない。疲労と空腹が襲い、他に雪穴を掘って入り込み一〇日間を過ごしたが、再び元の洞穴に戻り帰ったところを、同年二月八日、袴田清治氏と警察官一人に見えされる。再び洞穴から逃げ出したものの、同月九日、とうとう奥の沢の山中で捕まったのである。捕まったときの原告の手足は凍傷で化膿し、服はぼろぼろに破れ、紙やボロ布切れをあてていた。靴はなく厚めの紙を巻きつけていただけであった。

同日、原告は当別町の派出所に連れていかれ同所で一晚過ごす、このときにもなお日本の敗戦を知らない原告は、殺される恐怖に全身をこわばらせた。

七 帰国まで

原告はその後、札幌の北警察署に連行されるが、新聞は彼を「スパイ」「中国の特務」と報道した。当時すでに原告が強制連行された中国人の一人であることは行政当局によって確認されていた。しかるに、一九五八年二月二五日、札幌入国管理事務所は、書面をもって原告に対し、外国人登録、在留資格、来日当時の身分などについて聴取すべく出頭せよ、との命令を発した。原告を不法入国者、不法残留者とみなしたのである。

原告はこれを拒否し、同月二六日抗議声明を発表した。その後、原告を支援する日本の五つの平和友好団体と日本政府との交渉が行われた。当時の日本政府の総理大臣は強制連行が実行された当時の東条内閣の商工大臣であった岸信介であったが、日本政府は、原告が強制連行され国内で強制労働に就労させられたことを認めず、外務省管理局が一九四六年に作成した「華人労働者就労事情調査報告書」の存在すら認めなかった。

同年四月八日、当時の愛知揆一内閣官房長官から原告宛に手紙が届けられた。愛知揆一もまた、強制連行が実行された当時の大東亜省総務局経済課長の職にあり強制連行・強制労働にかかわっていたが、その手紙には「劉連仁さんには戦時中日本に入国され、明治鉱業所に入られて以来いろいろと苦労されたことと存じます。殊に・・・貴方は山の中に入っておられてそのこと（終戦後華人労働者が帰国したこと——原告代理人）を知る由もなく、長い間苦労されたとのことで、まことにお気の毒に存じます」というものであり、強制連行の事実を認めないばかりか

全く他人事のように扱い、空々しい言葉には自らが行った強制連行、強制労働への反省、謝罪はかけらもなかった。同月九日、原告は、この問題を隠蔽し日本政府の責任を一切回避しようとする当時の岸内閣の姿勢に抗議し、日本政府に責任を追求する声明文を出し、翌一〇日東京湾を出港する白山丸で帰国した。

八 現在に至る経過

一九四二年一月二七日、「華人労務者内地移入ニ関スル件」の閣議決定に始まる日本への強制連行の凄惨極る実態は、対中国侵略戦争中日本政府によってとられた明らかに国際法違反の違法行為であり、原告が自らの名誉と権利の回復を求め日本政府及び明治鋳業株式会社に対して謝罪と賠償を請求するのは当然のことである。

原告は、一九五八年四月一〇日白山丸で帰国した以後も、一九九一年九月の訪日の際に再び謝罪と賠償等を日本政府に要求し、また一九九三年にも同様の要求を日本政府に対してなしたが、日本政府は一遍の反省の態度さえ示すことなくこれを無視し放置してきた。

戦後五〇年を迎えた一九九五年八月、原告は高齢の身を押しして再び訪日し日本政府の謝罪と賠償等を訴えたが、政府の対応は変わらず、いまだに問題は解決していない。

以上の経過から、原告は、我が国において、被告国を相手として本訴訟を提起することを決意するに至ったものである。

第六 被告日本国の責任

一 法的評価の対象となるべき被告国の行為

1 違法評価の局面

本件で原告が違法かつ有責であると主張する被告国の行為は、以下の三つの局面から考察することができる。

(一) 政策自体の違法

前項までに述べたところから明らかなとおり、中国人に対する強制連行・強制労働は、交戦国である中国の一般住民を組織的な奴隷労働に従事させることを目的として、被告国が企画・立案・実行した、侵略戦争遂行のための政策の当然の帰結に外ならず、その政策の実行に関与した個々の日本軍人、警察官及び関係公務員を始めたとする国若しくは国の機関に雇用された被用者（以下「日本軍人等」という。）の個々の行為のみにとどまらず、一連の政策それ自体が、違法な侵略戦争遂行のために行なわれた違法行為（戦争犯罪）を構成する。

したがって、本件で被告国の責任を論ずるにあたって第一にその違法評価の対象とされるべきは、中国人に対する強制連行・強制労働政策そのものである。原告の損害賠償請求は、被告国のこの政策が、全体として国際法及び国内法のいずれの観点からも違法とされ、政策実行の結果被害を被った原告個人が、被告国に対して損害賠償請求権を行使し得るというものである。

(二) 戦後の不作為の違法

本件原告の事例が他の強制連行・強制労働の犠牲となった多くの中国人の運命と著しく異なる点は、いうまでもなく、原告が強制労働の苦役から逃亡した後も約一三年間の長きにわたって人間社会から隔絶された悲惨な逃亡生活を強いられたという点である。他の強制連行・強制労働の被害者やそれ以外の戦争犠牲者の場合と

も異なり、原告にとっての戦争状態の終了＝強制連行・強制労働からの解放は、一九四五年八月一日ではなく、あくまでも一九五八年二月九日の発見・救出の時点だったのである。原告の戦後が一九五八年二月から始まったという事実は、原告に対する被告国の責任を論ずるにあたっても、他の戦争犠牲者の場合と異なる法的問題を生起させないわけにはいかない。

すなわち、原告に対する関係では、ポツダム宣言の受諾に伴う日本の敗戦とこれに続く日本国憲法並びに国家賠償法の制定という、国内法上の国家の責任原則の重要な転換以降も、強制労働・強制労働の違法状態が解消されないままに引続き継続していたという厳然とした事実が問題とされなければならない。逃亡期間中に原告がおかれた状況は、後に詳しく述べるように、単に日本の敗戦前に生じた違法行為の「結果」が継続していたということを意味するだけではなく、被告国がこの違法状況を解消する義務を怠っていたという義務違反（「行為」）が継続してたことも意味するのであり、この違法状態の継続についても被告国が責任を負うべきは当然である。したがって、第二に、原告逃亡後の違法状態に関する被告国の義務違反行為（不作為）が違法評価の対象になる。

（三）日本軍人等の個々の行為の違法

仮に第一に述べた被告国の政策そのものの違法が認められない場合でも、原告に対する強制連行・強制労働を実行するにあたり、これに関与した個々の日本軍人等の違法行為は、当然に被告国の責任を発生させる根拠事実となる。したがって、第三に、これら日本軍人等の個々の行為が違法評価の対象となる。

2 企業の責任と被告国の責任の関係

中国人の強制連行・強制労働に対する法的責任を考える場合、連行された中国人を実際に使役した各事業場の経営者である個々の民間企業の責任を論ずることなしには、その責任の全貌を明らかにすることはできない。しかしながら、これら民間企業は、被告国との関係では共同不法行為者若しくは債務不履行の場合の不真正連帯債

務者の地位にあるといえる。したがって、使役の対象になった中国人に対して民間企業が国と同等に、若しくはその一部について損害賠償義務を負担するということは、被告国の損害賠償責任をいささかも減殺する事由とはならない。被告国は、強制連行・強制労働のいずれの局面についても全面的に法的責任を負う立場にあるのである。

3 違法評価の規範（国際法と国内法）

被告国の責任は、強制連行・強制労働が戦争犯罪としての本質を有することから、違法評価の基準となる規範の面においても多面的な考察を必要とする。次項以下には、第一に、この政府による強制連行・強制労働政策及びその政策の実行のために日本軍人等が行なった個々の行為が、本件当時被告国が国際的に遵守義務を負っていた数々の国際条約、国際慣習法上の明白な義務違反を構成するものであることを明らかにし（二1～4）、第二に、これらの政策及び行為が、国際法上の義務違反を構成するだけでなく、同時に当時の中国及び日本の国内法の関係規定に照しても、明白な違法行為（犯罪行為）を構成するものであった点を明らかにする（同5、6）。

二 強制連行・強制労働の違法性

1 奴隷条約及び国際慣習法としての奴隷制の禁止違反

（一）奴隷条約

奴隷制の禁止については、すでに一九世紀から一八一四年・一八一五年パリ平和条約、一八四一年ロンドン条約、一八六二年ワシントン条約などが存在し、国際法の中でも最も早くから一般国際法の強行規範、いわゆるユス・コーゲンス（*jus cogens*）とみられてきた事象である。第一次大戦後に発足した国際連盟は、一九二四年六月一二日に連盟理事会が奴隷制度に関する一切の問題を調査するために暫定奴隷委員会を設置し、同委

員会の検討の成果は一九二六年九月二五日採択、一九二七年三月九日発効の「奴隷条約」として結実した。

「奴隷条約」は、第一条において、「奴隷制度とは、その者に対して所有権に基づく一部又は全部の権能が行使される個人の地位または状態をいう」と定義し、奴隷労働を奴隷制度と奴隷取引の禁止の観点から規制した。これは奴隷とされる個人の立場からみれば、奴隷の状態又は隷属状態におかれないことを意味することは当然である。注目すべきは、条約が前文において、特に「強制労働が奴隷労働に類似する状態に発展することを防止する必要がある」ことを条約締結に際して考慮されるべき理由として挙げている点である。これを受けて第五条一項は、「締約国は、強制労働の利用が重大な結果をもたらすことがあることを認め、（中略）強制労働が奴隷制度に類似する状態に発展することを防止するためにすべての必要な措置をとることを約束する。」とした。強制労働が条約が禁止する奴隷制と同様に禁止されるべきものであることを明らかにし、更に同条二項（2）は、強制労働が限定的に許される場合においても、その労働は「必ず例外的性質のものでなければならず、常に十分な報酬を受けるものとし、並びに労働に服するものを通常の居住地から移動させるものであつてはならない。」としたものである。

（二）慣習法としての奴隷制禁止

被告国は、「奴隷条約」を締結・批准していないが、奴隷制度及びこれに類似する強制労働の禁止は、本件当時すでに国際慣習法として確立していたと考えられる。一九四八年一月二日に国連総会において決議された世界人権宣言は第四条において「何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。」と規定し、この奴隷制禁止に関する国際慣習法を確認した。また、国連は一九五三年一月二三日採択、同年二月七日発効の「一九二六年九月二五日に署名された奴隷条約を改正する議定書」（奴隷条約改訂議定書）、及び一九五六年九月七日採択、一九五七年四月三〇日発効の「奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約」（奴隷制廃止補足条約）で、重ねて奴隷制及びこれに類似する強制労働の廃止の原則を確認し、補充した。

(三) 条約・慣習法違反

被告国の中国人に対する組織的な強制連行・強制労働政策は、「奴隷条約」が禁止する奴隷制もしくはこれに類似する制度に外ならず、仮にそうでないとしても同条約が禁止する奴隷制度類似の強制労働にあたることは明らかである。

2 人道に対する罪違反

(一) 新たな戦争犯罪としての人道に対する罪

第二次大戦中の日本軍の戦争犯罪のうち特に平和と人道に対する罪を犯した重大な戦争犯罪人に対しては極東国際軍事裁判所が設置され、日本の主要な戦争犯罪人が裁かれた。極東国際軍事裁判所では、ナチスドイツの戦争犯罪人を裁いたニュルンベルグ国際軍事法廷と同様に、それまで国際法上認められていた通常の戦争犯罪（後に述べるハーグ陸戦規則及びその他の国際人道法違反の行為）の外に、新たに「平和に対する罪」（侵略戦争の計画、準備、開始、実行のための共同計画・共同謀議への参加）と「人道に対する罪」（大量殺りく、奴隷虐待等の非人道的行為、政治・人種等の理由による迫害行為）が訴追の対象とされた。連合軍最高指令官マッカーサーの指令により布告された「極東国際軍事裁判所条例」（一九四六年一月一九日交付）は、この人道に対する罪について次のように定義している。

すなわち、人道に対する罪とは「戦前又は戦時中に為されたる殺戮、殲滅、奴隷的虐待、追放その他の非人道的行為、若は政治的又は人種的理由に基づく迫害行為であって犯行地の国内法違反たると否とを問わず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に關聯して為されたるもの」（第五条一項（ハ）項）をいい、この何れかを「犯さんとする共通の計画又は共同謀議の立案又は実行に参加せる指導者、組織者、教唆者及び共犯者は、斯かる計画の遂行上為されたる行為の一切の行為に付、其の何人に依りて為されたとを問わず責任

を有す」(同条二項)とされた。

(二) 人道に対する罪と極東国際軍事裁判所判決の国際的承認

ニルンベルグ国際軍事裁判所条例において認められた「人道の罪」に対する戦争犯罪処罰を含む国際法の諸原則は、第一回国連総会において全会一致で確認されている(決議三(一)九五(一))。さらに、一九五一年に我が国が四八カ国の連合国と締結した「日本国との平和条約」(サンフランシスコ講和条約、一九五二年四月二八日効力発生、公布(条約五号)、発効)において、被告国は極東国際軍事裁判所の裁判を受諾し(第一一条)、日本国政府として、右判決の正当性を承認した。

(三) 強制連行・強制労働と人道に対する罪

中国人に対する強制連行・強制労働が、極東軍事裁判所の判決によって違法な侵略戦争であると明確に認定された戦争の遂行のために企画・立案・実行された政策であり、極東軍事裁判所の「管轄に属する犯罪の遂行として又は之に關聯して為されたもの」であることはいうまでもない。そして、その実体は、被占領下にある交戦国の一般住民に対する「奴隸的虐待」又はそれに匹敵する「非人道的行為」を行なうための政策であり、その犯罪を「犯さんとする共通の計画又は共同謀議の立案又は実行に参加せる指導者、組織者、教唆者及び共犯者」は、これら人道に対する罪を犯した者といえることは明らかである。

(四) 人道に対する罪違反と加害国の賠償責任

人道に対する罪は、戦争犯罪のうち特に残虐行為に加担した個人の犯罪の構成要件を規定したものであるが、その個人が政治家の資格であれ、軍人の資格であれ、刑事罰に処せられるほどの違法行為をしたことは、とりもなおさずその違法行為から生じた結果について、当事者の国家もその責任を免れないことを意味する。個々の軍人が行なった戦争犯罪に対する処罰と当該行為の結果に対する国家の賠償責任の関係については、一

般の戦争犯罪についてはあるが、ニュルンベルグ国際軍事法廷がその判決の中で次のように述べていることが参考になる。すなわち、同判決は「ハーグ条約はどこにもかかる実行（ハーグ陸戦条約及び陸戦規則によって禁止される行為の実行——代理人）を犯罪であると述べておらず、いかなる文も規定されず、犯罪者を裁判しかつ処罰する裁判所についても言及していない。しかしながら、過去多年にわたり、多くの裁判所はこの条約の定めた陸戦規則に違反した罪ある個人を裁判しかつ処罰してきた。」と述べて、国際慣習法上戦争犯罪として確立されてきたハーグ条約及び同規則違反の行為については民事上は加害国が損害賠償の責任を負うが、当該加害行為は刑事訴追の対象となることを明らかにした。そして、ハーグ条約違反の行為が、交戦当事国の損害賠償責任を発生されるだけでなく、その実行者が戦争犯罪人として処罰の対象となるという理は、当然ながら、より重大な戦争犯罪である人道に対する罪にも当てはまることはいうまでもない。

人道に対する罪は個人の刑事責任を問うものであるから、その戦争犯罪者の当事国の国家としての賠償責任を基礎づけるものではないなどという議論は、一般の戦争犯罪のほかに特に平和及び人道に対する罪が訴追された歴史的経緯とその罪の本質及び犯罪がもたらした甚大かつ未曾有な惨禍に目をつぶる者の惡しき形式論にしかすぎないのである。

3

ILO第二九号条約「強制労働に関する条約」違反

(一) 強制労働の禁止

一九三〇年六月二八日、国際労働機関（ILO）総会第一四回会期において「強制労働ニ関スル条約（第二九号）」（強制労働条約）及び勧告第三五、第三六号が採択され、日本は一九三二年一月二一日に同条約を批准した（条約第一〇号）。

この条約において強制労働とは、「或る者が処罰の脅威のもとに強制せられ且つ右の者が自ら任意に申し出たるに非らざる一切の労務を謂う。」と定義されており（第二条一項）、締約国は、「能ふ限り最短期間内に

一切の形式に於ける強制労働の使用を廃止すること」を義務付けられ（第一条一項）、強制労働が廃止されるまでの間においても、「経過期間中公の目的の為にのみ且つ例外の措置として使用」することができるが、その場合も条約の定める条件及び保障に従わなければならないとされた（第一条二項）。強制労働が例外的に認められる場合でも、労働従事者の限定（未成年者や高齢者、女性の除外など、第二十一条）、労働期間（第十二条）と労働時間の限定（第十三条）、相当な報酬の保障（第十四条）、労働災害への補償（第十五条）、健康の保持（第一六条）などについて条約は厳しい制限を課している。対象となる労働の種類にも制限があり、とりわけ鉱山における地下労働のために強制労働は使用できないとされる（第二十一条）。

（二）私人に対して強制労働を禁止する締約国の義務

強制労働は、締約国である国若しくはその機関が行なう場合だけでなく、私人がこれを課することも禁止される。すなわち、第四条は、締約国の権限ある機関は、私人のために、強制労働を課し又は課すことを許可することはできないと規定し、第五条は、私人に与えられる免許は、私人が利用し又は取り引きする生産物の生産又は蒐集のためのいかなる形式の強制労働を生じさせることはできないと規定し、私企業が強制労働を行なうことを禁ずることも締約国の義務であることを明文で規定している。したがって、被告国は、中国人の強制連行・強制労働が、民間企業の作業現場において、当該企業の事実上の監督の下に行なわれたという事実をもって、自らの責任を免れることができないことはこの条文からも明らかである。

なお、強制労働の不法な強要は刑事犯罪として処罰されなければならない、そのための法令の整備及びこれに基づく犯罪者の処罰も締約国の義務とされている（第二五条）。

（三）条約違反

中国人に対する強制連行・強制労働は、まさしく条約第二条一項が禁止する強制労働に外ならず、その実態が、期間が無限定で、労働時間が長時間の奴隷的労働を課し、さらにその労務に対し無報酬で、災害への補償

なく、労働者の健康の保持についての配慮なども全くないものであり、しかも原告の場合がそうであるように、労働の大部分が条約で明文で禁止されている鉱山労働であったことから、これらが明白に「強制労働ニ関スル条約」の前記各引用条文に反するものであったことは議論の余地がない。

4 国際人道法（ハーグ条約及び附属規則）違反

（一）一九〇七年ハーグ陸戦条約

一九〇七年にロシア皇帝の提唱により、当時の世界のほとんどすべての国にあたる四四カ国が参加して第二回ハーグ平和会議が開催された。戦時国際法（戦争法）のみならず、国際法にとって法典化作業の最初の例となったこの会議では、それまでは国際慣習法として存在していたにすぎなかった戦争法を条約化することが試みられた。この会議で採択された一三の条約のうち一二の条約が戦争法に関するもので、その中でも最も重要な条約が、陸戦に関する諸法規を包括的な体系の下に成文化した「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（ハーグ陸戦条約）及びその附属書の「陸戦ノ法規慣例に関する規則」（ハーグ陸戦規則）である。一九〇七年ハーグ陸戦条約は、一八九九年の第一回ハーグ平和会議で採択された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」を改訂したものであるが、その主張な改訂点は、後に詳細に述べる同条約の第三条の損害賠償条項の追加であった。

一九〇七年ハーグ陸戦条約及び規則に含まれる諸問題については、一九二九年の「捕虜の待遇に関する条約」を経て、現在ではジュネーブ四条約（一九四九年八月一二日、ジュネーブ外交会議「戦争犠牲者保護のための国際条約作成のための外交会議」で採択された四条約）や、その二つの追加議定書等で個別に独立の新しい条約が結ばれており、これら戦時における戦闘従事者及び非戦闘員の扱いに関する国際法は国際人道法といわれる法領域を形成している。この国際人道法の中でも、今日においても陸戦に関する諸法規を体系化した唯一の条約として、ハーグ陸戦条約は不滅の意義を担うと評価されているのである。日本は、一九一一年一

月六日にこの条約を批准し、一九一二年一月一三日に公布（条約四号）、二月一二日に発効している。

（二）ハーグ陸戦規則

ハーグ陸戦条約第一条は、「締約国は、其の陸軍軍隊に対し、本条約に附属する陸戦の法規慣例に関する規則に適合する訓令を発すべし。」と規定し、その附属規則であるハーグ陸戦規則は第三款を「敵国の領土に於ける軍の権力」に関する規則にあて、以下のような占領地において軍が遵守すべき規則を定めている。すなわち、規則第四二条は、占領地域の定義について「一地方にして事実上敵軍の権力内に歸したるときは、占領せられたるものとす。」とし、同第四三条は、「国の権力か事実上占領者の手に移りたる上は、占領者は、絶對的の支障なき限、占領地の現行法律を尊重して、成るべく公共の秩序及生活を回復確保する為施し得べき一切の手段を尽くすべし。」として占領地の法律の遵守を規定した。更に同第四六条は、「家の名誉及び權利、個人の生命、私有財産並宗教の信仰及其遵行は、之を尊重すべし。私有財産は、之を没収することを得ず。」として、占領地の住民の私権が尊重されるべきことを明記した。また同第五二条は、占領地における徴発と課役について、「現品徴発及課役は、占領軍の需要の爲にするに非されは、市区町村又は住民に対して之を要求することを得ず。徴発及課役は、地方の資力に相応し、且人民をして其の本国に対する作戦動作に加うるの義務を負はしめざる性質のものたることを要す。」と定めている。

（三）遵守されるべき占領地の法律、私権の内容

中国人に対する強制連行・強制労働が実施された時期、及び強制連行が実施された場所は、傀儡政権による行政権限の行使の有無のいかんにかかわらず、事実上、日本軍が侵略戦争の交戦国としていた相手国の領土内で軍事的制圧の下において行なわれた行為に外ならないから、同規則の適用のある占領地における軍の権力の行使が問題となる場合である。

軍人でもない一般文民（住民）を、軍隊による物理的脅迫の下に強制的に居住地から連行し、強制労働のた

めに国外に移送する行為が、占領地である中国の当時の国内法に違反すること（規則第四三条占領地の法律の遵守義務違反）は論をまたないところであるが、例えば、刑罰法規に限ってこれを見ても以下のような法令違反が問題となる。

当時の中国刑法（一九三五〔民國二四〕年一月一日国民政府公布、同年七月一日施行）は、第二六章（妨害自由罪）第二九六条で、人を奴隸として使用した者、若しくは奴隸類似の不自由な地位において使用した者は、一年以上七年以下の有期徒刑に処すとし、第三〇〇条は、営利若しくは猥せつ行為又は姦淫行為に被誘拐者を使う意図をもって、收受、蔵匿し、又は隠避した者は六ヵ月以上五年以下の有期徒刑とし、五〇〇元以下の罰金を併科することを得と定めている。また第三〇二条は、法によらざる方法によって私的に人を拘禁した場合及び、人の自由を剝奪した者は五年以下の有期徒刑、拘役、若しくは三〇〇元以下の罰金に処すると定めている（なお刑罰中、徒刑については、刑法第五四条で、徒刑及び拘役の囚犯は監獄内に拘禁し労役に服させるが、その情節により労役を免れさせることができる（と定めている））。

ちなみに、これらの占領地の刑罰法規にあたるまでもなく、占領地域において中国人の強制連行の実行にあつた日本軍人等の行為が、わが国刑罰法規の適用を受けることもまた明らかであつた。強制連行・強制労働の実行の過程で行なわれた行為が構成する以下の各犯罪、すなわち、刑法第二〇四条（傷害）、第二〇五条（傷害致死）、第二二〇条（逮捕監禁）、第二二一条（逮捕監禁致死）及び第二二四条ないし第二二八条（略取誘拐）の各罪は、いずれも日本国外において罪を犯した日本国民に適用され（刑法第三条）、また、刑法第一九三条（公務員職権濫用）、第一九五条二項（看守護送者暴行陵虐）の各罪は、いずれも日本国外において罪を犯した日本国の公務員に適用される（刑法第四条）。また、陸軍刑法第四条は、帝国陸軍が占領地において刑法違反の罪を犯した場合は「帝国内において犯したものと見做す」との規定をおいていた。

（四）総加入条項とハーグ条約、規則の適用、国際慣習法化

前記のとおり、日本は、一九一一年一月六日に一九〇七年ハーグ条約を批准し、一九一二年二月一二日に

発効している。ハーグ条約第二条は「第一条に掲げたる規則及本条約の規定は、交戦国が悉く本条約の当事者なるときに限、締約国間にのみ之を適用す。」とする、いわゆる総加入条項をもうけていた。しかしながら、ハーグ条約、同規則の内容は、一九一四年に勃発した第一次大戦での経験も経て、第二次大戦当時には、その総加入条項の存在にもかかわらず戦時国際慣習法として確固たる地位を築いていた。事実、第二次大戦の参戦国の中には、ハーグ条約に加入していない国もあったが、当時日本政府は「今次大戦の交戦國中、コスタリカ、ホンジュラスは未批准、未加入、イタリアとドミニカは、署名、未批准のため適用なく、ただ国際法の通念として、これを遵守する」としていた。

ハーグ条約及びハーグ規則が第二次大戦当時すでに戦時国際慣習法として認められていた事実は、ニルンベルグ国際軍事法廷の判決が「一九三九年までに、この条約（ハーグ条約——代理人）に定められたこれらの規則（ハーグ規則——代理人）はすべての文明諸国によって認められ、そして条例六条（b）に言及される戦争の法規慣例を宣言しているものとみなされた。」と述べていることから明らかである（ニルンベルグ国際軍事裁判所条例第六条（b）は、「占領地所属若しくは占領地内の一般住民の殺人・虐待、若しくは奴隷労働若しくはその他の目的のための追放、捕虜・・等」の通常の戦争犯罪のカテゴリーを示したものである。）。

（五）我が国の判例の立場

この点については、わが国判例上も、いわゆる法華教寺事件千葉地裁判決（昭三一・四・一〇判決・行政事件裁判例集七巻九八八頁）や東京水交社事件東京地裁判決（昭四一・二・二八判決・判時四四一号三頁）が、ハーグ陸戦条約及び附属規則の適用を前提とした判断を示している。とりわけ、東京水交社事件判決は、前記ハーグ規則第四六条について、「占領地内における私有財産の尊重の慣行に関しては、・・・既に一九世紀初めには多くの文明国によってこれが承認され、国際慣習法上の原則として確立されるに至ったため、（ハーグ条約及び附属規則の私有財産没収禁止の規定は——代理人）かような国際慣習法を確認し宣明するという意味

をもつにとどまり、「たとえ総加入条項によって、右条約そのものの適用が排除されるとしても、そこに規定された私有財産尊重、没収禁止の諸原則は、第二次世界大戦に関しても適用を見ると解するのが相当である。」と明確に判示して、ハーグ条約及び同規則の国際慣習法としての効力を確認済である。

(六) 国際人道法の成立

(1) 一九四九年ジュネーブ第四条約

ハーグ条約、ハーグ規則による戦時における一般住民の保護の原則は、第二次大戦後に締結された一九四九年ジュネーブ第四条約によって、より詳細に確認された。一九四九年八月一二日、ジュネーブ外交会議（「戦争犠牲者保護のための国際条約作成のための外交会議」）で採択された四条約のうち、一九四九年ジュネーブ第四（文民）条約（「戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約」）は、戦時における紛争当事国と占領地域に共通する文民保護の基本原則を示したものである。同条約は第二七条においてあらゆる状況における人の尊重を確保する原則を確認し、「被保護者（紛争当事国の領域及び占領地域にある敵国民又は第三国民で、自国の外交的保護を享有しえない者——第四条、原告代理人）は、すべての場合において、その身体、名誉、家族として有する権利、信仰及び宗教上の行事並びに風俗及び習慣を尊重される権利を有する。それらの者は、常に人道的に待遇しなければならない。特に、すべての暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護しなければならない。」と定めた。これは、ハーグ規則第四六条を基礎にさらに発展させ、人の尊重の権利を人間の身体、精神、知性の一体性の権利という最広義で把握したものである。

(2) 国際人道法における文民保護の内容

占領地域の文民（住民）保護について、文民条約はハーグ規則の占領規定を補い広い範囲にわたる明文化を実現した。すなわち、第四七条は「占領地域にある被保護者は、いかなる場合にも及びいかなる形におい

ても、占領の結果その地域の制度若しくは政治にもたらされる変更、占領地域の当局と占領国との間に締結される協定又は占領国による占領地域の全部または一部の併合によってこの条約の利益を奪われることはない。」と規定した。占領地域の文民の保護に関して最も重要な規定は、住民の強制移送又は追放の絶対的禁止を謳った次のような条文である。「被保護者と占領地域から占領国の領域に又は占領されていると占領されていないとを問わず他の国の領域に、個人的若しくは集团的に強制移送し、又は追放することは、理由のいかなを問わず、禁止する。」（第四九条一項）。

（3） 役務提供強要の可否

占領地域の住民に兵役以外の非軍事的役務を要求することができるかについて、ハーグ規則は、徴発や課役は占領軍の需要のためになす場合にのみ要求することができかつ地方の資力に相応することなどを定めていた（第五二条）。これに対して、文民条約は、課役の完全な禁止を実現はしなかったが、第五条で具体的な条件を定め、この条件に該当しない限り被保護者に労働を強制し得ないものとした。

（4） 国際人道法違反

中国人に対する強制労働・強制連行が、多くの非戦闘員を巻き込んだ第二次大戦の惨禍の経験から締結されたジュネーブ第四条約の各規定に照しても、明白な違法行為であることは明らかである。

5 中国国内法及び日本法の違反

（一） 準拠すべき国内法

原告に対する強制連行・強制労働は、以上のように被告国が国際社会に対して遵守義務を負う様々な条約若しくは慣習法に違反する行為であると同時に、国内法秩序の観点からも決して許容されることのない違法行為

であつた。しかしながら、本件では、原告が中国人であり、強制連行の行為が中国、強制労働の行為が日本と別れているため、国内法適用を考える場合に中国法の適用があるのか日本法の適用があるのかが問題となる。

本件においては、強制連行・強制労働にかかる行為を一連のものとして考えると、連結点として原告の国籍及び当初の行為発生地を考慮し、法例第一一条一項により中国の国内法を準拠法として考えるべきである。

なお、逃亡後の違法状態に対する被告国の責任に関しては、日本法が適用になると考えるべきである。

(二) 損害賠償に関する中国法の規定

強制連行・強制労働を実施するために行なわれた日本軍人等の行為が、中国刑法上様々な違法行為を構成することは前に述べたとおりである(4(三))。これらの行為は当然ながら民事上も不法行為として損害賠償請求の対象となる。

一九二九年一月二二日国民政府公布、一九三〇年五月五日施行の中国民法第一八四条は、故意又は過失により他人の権利を不法に侵害したものは損害賠償の責任を負う、故意に善良の風俗に反する方法をもって他人に損害を加えたものはまた同じ、他人を保護する法律に違反したものは過失があるものと推定する、と定め、同第一八五条は、複数で共同して不法に他人の権利を侵害した者は損害賠償責任を連帯して負うとし、第一八六条は、公務員で第三者に対したるべき職務に故意に違反し、その結果第三者の権利に損害を与えた者は賠償責任を負う、それが過失による場合は、加害者が他の方法によっては賠償を受けることができない時に限り、その責任を負う、とし、第一八八条は、被雇用人が職務の遂行にあたって他人の権利を不法に侵害した場合、雇用人と行為者は連帯して損害賠償責任を負う、とそれぞれ規定している。

原告に対する強制連行・強制労働が、右の各条項の不法行為に該当することは明らかである。

6 債務不履行責任（安全配慮義務違反）

「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として」、生命及び健康等を危険から保護するため
のいわゆる安全配慮義務が存在することが認められる（最判昭五〇・二・二五民集二九卷二号一四三頁）。

原告に対する強制連行・強制労働は、いかなる意味からもそれを合法化する法律関係の存在を前提とするものではない。しかしながら、国の政策の履行として実行され、形式上は民間企業の被用者として稼働に従事させられたという実態があり、被告国はこのような労働実態に関して、原告ら労働者を直接・間接に監督する立場にあったことは間違いない。したがって、このような被告国と原告ら強制労働に従事された労働者との間の法的関係を基礎として、被告国は、原告に対して、原告の生命・身体の最低限の安全を配慮すべく、労働条件・生活条件の確保のためのしかるべき政策の立案実行をし、かつ強制連行・強制労働下にある外国人の状態を監督し、これを適正なものに保つ信義則上の義務があったというべきである。

したがって、右の信義則上の義務違反としての安全配慮義務違反が認められる。

7 違法状態解除の責任と被告国の救済義務

国家の責任はその違法状態が解除されるまで継続する。中国人に対する強制連行・強制労働政策は、ポツダム宣言の受諾とこれに伴う日本の敗戦によって、名目上もその意義は失われ、国際法上、国内法上違法な行為であることが明白になった。被告国は、この違法状態から生じた結果を解消する国際法上国内法上の義務を有した。

違法状態の責任解除を、原告の場合に見てみると、原告が一九四五年七月三〇日に他の仲間四名とともに作業所から逃亡したこと、原告を除く四名はいずれも一九四六年四月までには皆発見されていること、その時点で原告は依然として生存して逃亡生活を続けていたことの各事実は明らかであった。そして、原告が日本の敗戦を知らずに逃亡を続けているということは、被告国の違法な戦争犯罪行為の結果にはかならなかったから、被告国は

原告に依然として生じていた明らかな違法状態を解消するために、原告の行方を探索し、これを救出し、しかるべき賠償を行なった後、中国に帰還させるという義務を負っていたのである。これらの義務のすべてが認められないとしても、少なくとも被告国は、原告の生存の確認のため最低限の搜索活動をつくすべき義務を負っていたというべきである。それは交戦当事国の一般住民を不法にも拉致し、奴隷労働に従事させていた被告国がなすべき最低限の仕事であった。しかしながら、被告国は、原告に対してこれらの義務をつくしたという事実は一切ない。

違法状態が解除されないということは、単に結果が継続していることを意味しない。右の探索、救出等の義務は、国家に課せられた積極的な義務であるから、この不履行は義務違反の継続を意味する。したがって、原告に対する被告国の義務違反（違法行為）は、強制連行・強制労働の終了によって終わったのではなく、原告の逃亡中も日々継続して進行していた。被告国には、このように原告に対する救済義務の違反がある。

三 被告国の損害賠償責任

1 国際違法行為による国家責任と個人の権利

（一）国際違法行為と国家責任のあり方

条約あるいは国際慣習法は国家間の国際法秩序を維持するものであり、各国家に法的な秩序を維持するための義務、すなわち国際法上の義務を生じさせる。国家がこの国際法上の義務に違反した場合には、当該国家はその義務違反行為による責任を負い、この国家責任は、義務違反行為によって生じた被害が、原状回復、損害賠償、陳謝その他の方法によって回復したと認められるまで解除されることはない。国連国際法委員会によって法典化の作業が進められている国家責任条約草案第一部の第一条は、国際違法行為に対する責任について「国家のあらゆる国際違法行為は、その国の国際責任を発生せしめる。」と述べ、この原則を明らかにしてい

る。同草案によれば、国家が国際違法行為を冒したとされる場合は、その行為が国際法上当該国家に帰属し、かつその行為が当該国家の国際義務に反している場合であるとされ（第三条）、また、国際違法行為は、一般の国際不法行為と、「国際社会の基本的利益の保護にとって不可欠な国際義務であって、それに違反することが国際社会全体によって犯罪と認められるような違反行為」である国際犯罪とに分けられ、後者の概念には「人類生存に不可欠な重要性を持つ国際義務、例えば奴隷、集団殺害、・・・」が含まれる（第一九条二項・三項、以上 Reg. 110、村瀬信也監訳「立教法学二三号」）。国家責任の解除の方法としての損害賠償は、条約等の違反により国家が被る損害ではなく、条約違反の結果被害を被った者に対する補償の性格を有するものであることは、常設国際司法裁判所「ホルジョウ工場事件判決」で「違法の賠償は、国際法に違反する行為の結果として被害国の国民が被った損害に相応する償いである、ということとは、国際法の原則である。これは、賠償のもっとも通常の形態である。」と確認されている（常設国際司法裁判所判決一九二八・九・一二、P.C.I.J. Series A No. 17, 177、一八頁）。

（二）国家責任の客体の変容（誰に対して責任を負うか）

伝統的な国際法理論によれば、国際法上の義務は原則として国家と国家の間の約束である条約によって、相対する国家がこの約束に基づく義務を負い権利を取得するにすぎなかった。この段階では、条約の効力は国際法の条約締結国のみに及び、権利義務関係も締結国間にしか生じないとされていた。しかしながら、二〇世紀に入ってから国際法の発展は、様々な多国間の条約を生み、その結果多数の国家が共同して一つの目的を持った秩序の形成を目指すようになった。多国間条約においては、その条約締結国の間で、共通した権利義務を有することになり、侵害された権利が条約加盟国の集団的権利の保護としてその条約に規定されている場合には、義務違反行為をなした国家はこの条約のいかなる加盟国に対しても義務違反を構成することになった。このようにして、現代国際社会においては、国家責任のあり方が質的に変容するようになったのである。現代における多国間条約の累積や進展は、従来の締約国間における権利義務関係を前提とした法秩序から、より広

い範囲に置ける国際法秩序を形成するように本質的な変化を遂げたといってもよい。

その結果、国際法秩序の義務違反行為が国際的犯罪を構成するような場合は、条約加盟国に対する義務違反のみならず、広く条約の非加盟国に対しても侵害行為の責任を負う場合も生じてきた。ここにおいて、国際人道法に違反する行為は、それが通常の戦争犯罪であれ、平和や人道に対する罪であれ、国際法秩序の侵害の程度が高い国際犯罪として、加害国はその違反行為によって生じた被害を回復する義務をあらゆる国家に対して負うという原則が承認されるに至ったのである。

例えば、この点について一九七〇年二月五日の国際司法裁判所「バルセロナ・トラクション」判決は次のように述べている。「国際社会全体に対する国々の義務・・・は、その本性からして、あらゆる国々の関心事である。問題となる権利の重要性にかんがみ、あらゆる国が、当該権利の保護されることに法的利害関係を有しているものとみなされる。問題となる義務は、対世的義務 (obligation erga omnes) である。これらの義務は、たとえば、現代国際法において、侵略行為および集団殺害行為に対する法益剝奪から、また人間の基本的権利に関する原則及び規則——奴隷制度および人種差別に対する保護を含む——から生じる。これに対応して保護を行なうある種の権利が、一般国際法に統合されるにいたった (集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約の留保 C. I. J. Recueil 一九五二、二三頁)。他の例は、普遍的ないし準普遍的な性質をもつ国際文書によって与えられる。」(国際司法裁判所判決 ICJ Report. 四〇五一頁、皆川洸『国際法判例集』五一三頁)。

(三) 国際人権法の深化と個人の国際法上の主体性

第二次大戦後の国際人権法の発展は、基本的な国際法秩序に対する国際社会全体に対する義務の観念をさらに進化・発展させた。人権の保障は、特定国から特定国への義務ではなく、国際社会全体に対する国際法上の義務であるところから、いずれの国からでもその違反を問うことができるという観念が定着したのである。欧州評議会の欧州人権委員会は、ギリシャ軍事政権下における人権侵害を問題としたデンマークその他の加盟国の提訴を、「締約国が、条約二四条で委員会に持出される条約違反の申立をするにおいては、自国の権利を行

使用する目的で訴訟の権能を行使しているとみられるべきでなく、欧州の公序 (public order) の侵害を提起していると思われるべきである。」と述べて、公序としての人権に対する侵害が国際社会全体に対する義務であることを明らかにした (Yearbook of the ECHR, 1968, vol. 11, 七六三、七六四頁)。

国家が国際人権法を遵守する義務は、国際社会全体に対する義務にとどまらず、それぞれの国家を構成する個人に対する義務へも発展している。国際人権 A・B 規約 (「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」 いずれも一九七六年効力発生、一九七九年八月四日公布へ条約第六号・第七号) 及び B 規約の第一選択議定書 (一九七九年三月二三日効力発生、日本は未批准) は、国際人権法の下での国家の責任は、国籍を超えた国際社会の構成員としての市民に対する直接の義務であることを明文で明らかにするに至ったのである。

(四) 国際犯罪の被害者の賠償請求権

以上のような国際人権法、国際人道法に対する考え方は、万人に対する国際法上の義務の侵害に対しては、加害国は、当該国家の行為によって被害を被った被害者個人に対して、原状回復・損害賠償等の国家的義務を直接負担するという論理を認めるものである。

国連人権委員会と人権小委員会からの委託を受けた特別報告者テオ・ファン・ホーベン教授 (オランダ・リッパグ大学、元国連人権委員会オランダ政府代表・国連人権小委員会委員・国連人権センター所長・現国連人権差別撤廃委員会委員) は、一九九三年七月に「人権および基本的自由の重大な侵害の被害者の原状回復、補償、リハビリテーションの権利に関する研究」と題する最終報告書を提出したが、その内容は文字とおり、人権と基本的自由の重大な侵害を受けた被害者の原状回復、賠償及びリハビリテーションを求める権利について現在の国際法上の理論的・実務的な到達点を示すものといえる。この特別報告の中で、ファン・ホーベン教授は、国家責任の一般原則として、国際法のもとにおいては、いかなる人権の侵害も、被害者に賠償についての権利を発生させること、すべての国家は国際法の違反があった場合には、人権と基本的自由を尊重し、又は

尊重を保障するため、賠償の義務を負っている、賠償は、直接の被害者及び適当な場合には被害者の家族ら特別の関係者が請求することができることなどの原則を提言している。

また、同じく国連人権小委員会の第五二会期（一九九六年一月）に提出された特別報告者ラディカ・クワラスワミ女史の報告書「女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の報告」（E/CN.4/1996/33/Add.2）は、いわゆる従軍慰安婦問題に対する被告国の国際法上の責任を明確に指摘したものである。同じく戦争犯罪の本質を有する本件強制連行・強制労働にも同様に引用できるものである。クワラスワミ女史は、右報告の中で、戦争犠牲者の権利が国際人権法の不可欠の要素であることを確認し、被告国が法的にも道義的にも「従軍慰安婦」とされた占領地の一般住民である女性に対して責任を負うと明言した。そして、世界人権宣言第八条、国際人権B規約第二条三項などによって明らかとなり、基本的人権を侵害された個人が適切な損害賠償を請求するための手段を保障されることは国際法上当然の権利として認められると結論づけている。

以上のように、今日国際人道法違反の行為によって被害を被った個人が、加害国家の国際法上の義務違反を追及して、個人の損害賠償請求を行なうことは国際法上個人に賦与された権利といえるのである。したがって、条約等の中に明文の賠償規定が存在しない場合でも、原告には、前記二、一ないし四に述べた被告国の条約及び国際慣習法の義務違反により被った損害を、直接個人の資格において被告国対して請求する権利が認められるべきである。

2 ハーグ条約三条により創設された個人の損害賠償請求権

（一）ハーグ条約による個人の損害賠償請求権の明示

一九〇七年ハーグ条約は、それ以外の国際条約及び国際慣習法と異なり、個人の損害賠償請求権を条約中に明示した条約として画期的な意義を有するものである。すなわち条約第三条は、「前記規則（ハーグ陸戦規則——原告代理人）の条項に違反したる交戦当事者は、損害あるときは、之か賠償の責を負うべきものとす。交戦当事者は、其の軍隊を組成する人員の一切の行為につき責任を負う。」と定め、交戦当事国の損害賠償責任

を明記した。一九〇七年条約の前身の一八九九年ハーグ陸戦条約にはこの損害賠償規定は存在せず、一九〇七年の条約改定の主要な点はこの損害賠償条項の追加にあった。一九〇七年のハーグ平和会議において、ドイツ代表のファン・グンデルが「もし、法規慣例に関する規則違反によって被害を被った被害者が、政府に賠償を請求できず、加害者の将校や兵士にしか請求できないとすれば、それは賠償を取得するあらゆる可能性を被害者から奪うに等しい。したがって、政府は責任から免れてはならない。」と発言して規定されたものである。交戦当事国間における賠償の問題は、ハーグ条約制定前でも、国家は戦争法規に反する国際違法行為を行なった場合、原状回復、損害の賠償を含む違法状態の解除の責任を負うべきことは国際慣習法上当然のこととして認められていたのであるから、わざわざ第三条のような規定を置くことはなかったのである。したがって、第三条が新設された意味は、まさに戦争法規違反の行為によって被害を被った被害者個人が、加害者である軍人だけではなく、当然にその当事国の政府に対する損害賠償請求権を取得することができるという点にあったのである。

ハーグ条約第三条によって確認された交戦当事国の損害賠償に関する国際的義務は、交戦当事者が、その軍隊を構成する軍人・軍属その他の者の、ハーグ規則違反の行為によって生じた損害について賠償の責任を負うことを意味し、その損害とは、ハーグ規則に違反する行為から生じた個人または財産に対してもたらされた損害をさす。

(二) ハーグ規則と個人の権利

ハーグ条約三条が、交戦当事国間の責任原則を定めたのではなく、ハーグ規則違反の行為の被害者個人を対象として、加害交戦当事国政府の損害賠償義務を認めたものであることは、条約改訂の経緯からだけでなく、規則の他の規定の内容からも明らかである。すなわち、ハーグ規則の中には、以下のような個人の権利に関する規則が置かれている。例えば、規則第五二条は、占領地域における徴発と課役について定め、「現品の供給に対してはなるべく即金にて支払い、然らざれば領収証を以てこれを証明すべく速に之に対する金額の支払を

履行すべきものとす。」としているが、占領地における物資の徴用に関するこの規則が、占領地の一般住民個人と占領軍軍隊との個別の関係を規律する定めであることは明白である。

(三) ジュネーブ条約追加議定書によるハーグ条約の原則の確認

前述したジュネーブ四条約の第一追加議定書（一九四九年八月一二日のジュネーヴ諸条約に追加される国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書《ジュネーヴ諸条約追加第一議定書》（日本国未批准）は、第九一条で、「諸条約又はこの議定書の規定に違反した紛争当事者は、必要な場合には賠償を支払う義務を負わなければならない。紛争当事者はその軍隊を構成するものが行つたいっさいの行為について責任を負わなければならない。」として、ハーグ条約第三条の責任原則を確認した。

このことからわかるように、ハーグ条約が被害者個人の加害国に対する損害賠償請求権を条約の明文で認めたものであることは、その文言の内容、条約制定の経過、条約と一体となる附属文書（規則）の内容、この内容を補完・追認する後発の条約の存在等からして明らかであるといわざるをえない。

3 条約、国際慣習法の国内法的効力

(一) 条約等の国内法的効力

大日本帝国憲法第一三条は「天皇は戦を宣し和を講じ及諸般の条約を締結す」とし、条約の締結は天皇の外交大権に属するものとされた。したがって、旧憲法下においては、条約は帝国議会の協賛を要せず、天皇の専断によって締結された。天皇の裁下は締結におけるとともに批准の意も有し、上諭を付して公布されれば国内法的効力を有するとされた。実際の取扱も、右手続によって条約を条約として公布すれば、その内容が法律をもってしなければ臣民の権利義務を生ずることができない事項に関する場合でも、一切構わず、直ちに国内法たる効力があるものとして扱われてきた。この取扱は、天皇大権によって締結・批准された条約が、国内法の

制定を要するとされれば、議会によって協賛を得られずに成立しない場合には、条約の義務の履行ができない結果となり天皇大権を侵害する結果になるとの理論によった。したがって、本件強制連行・強制労働が実行された旧憲法下においても、被告国が批准した条約は、常に直接的に国内法としての法的拘束力を有するものであり、この点に関しては争いがない。また、日本国によって遵守を当然視される確立した国際慣習法も同様に直接的な国内法的効力を有することは言うまでもない。

(二) 直接適用の問題

もっとも条約若しくは国際慣習法が国内法的効力を有するという問題と、その条約が私人相互又は私人と国家機関との間の関係に直接適用され、執行されるかという問題とは異なると一般にいわれている。国内法の制定等の特別の補完・具体化がなくても、条約や国際慣習法の内容がそのままの形で国内法として直接に実施され、私人の法律関係について国内の裁判所と行政機関の判断根拠として直接適用される場合を自力執行性のある、とか自動的執行力のある (self-executing) 条約 (若しくは国際慣習法) というが、前記二、一ないし4に述べた各条約及び国際慣習法は、この直接適用可能性を有するものである。

直接適用の有無の問題は、畢竟国内法解釈の問題でもあるから、その理論は国によっても異なり、一般的に承認されている定義も存在しない。我が国では一般に、条約等が自動的執行力を有するといえるためには、立法者の意思という意味での当事国の意思、条約規定の文言や内容の明確性、条約上の義務の性格等を総合的に判断しなければならぬと理解される学説が多いようである。この基準に従っても、例えばハーグ条約についてみても、前項に述べたとおり、一八九九年の条約を一九〇七年に改正した経緯及びその改正の要点が損害賠償条項の追加であったという事実、及び条約の平和会議における議論の内容から、条約締結国が個人賠償請求権を認める意思を有していたことは明らかである。また、ハーグ規則によって禁止される行為は、それが国際慣習法上戦争犯罪を構成すると観念されるほど違法性の高く、また構成要件としても特定された行為であり、その損害賠償の責任の主体及び範囲についても条約は明定しており、明確性の要件をも十分満たすことは明ら

かである。これらの規定が損害賠償責任の根拠規定としての明確性を有することは、国内法上の一般不法行為の規定（民法第七〇九条）や、国家賠償法の規定（国家賠償法第一項一項）の規定と比較してみれば自ずと明らかである。

なお、前記（一、4、（五））の法華教寺事件判決、東京水交社事件判決は、いずれもハーグ規則の直接適用を認めた先例である。

（三）国内法としての請求

以上のとおり、本件強制連行・強制労働が実施された旧憲法下においても、国際法は直接的に国内法的効力を有するものであり、かつ、原告が本件で引用する各条約及び国際慣習法は直接適用が可能なものであるから、原告が、これらの条約等に基づいて請求する損害賠償請求は、条約等に基づく直接の請求権の行使であるばかりでなく、それらの国内法的効力を援用しうる私人が、条約等の遵守義務を負う被告国に対し、わが国の国内法上の手続、すなわち民事訴訟法によってその請求を実現しようとするものともいえ、この意味では、国内法に基づく請求の面も併せもつといえるものでもある。

4 中国国内法及び日本法による損害賠償請求権の成立

（一）中国国内法による損害賠償請求権

原告に対する強制連行・強制労働が不法行為を構成し、被告国がその責任を負うべきことは、以下のとおり明らかである。

原告に対する日本軍人等の行為は、前に述べたとおり当時の中国及び日本の国内刑法法規のうち、暴行、脅迫、傷害、逮捕、監禁、強要その他の犯罪行為に該当する複合的な行為であり、これが民事上の不法行為を構成することは論をまたないところである。ところで、右の各行為は、当時の戦争遂行のための国策として実行

された一連の行為の一断面にすぎないという要素を持つが、前に述べたとおり、その顕著な違法性の程度からしてこれが国策遂行上の過程に生じた行為であるという理由のみを以て、民事上の損害賠償の問題とは異なるとすることはできない。したがって、原告が被った損害を規律する法規の選択については、損害賠償について一般抵触法規である法例を適用すべきであり、具体的には不法行為に関する第一一条一項の規定により、当時の中国民法の適用が問題となる。そして、前記のとおり、本件当時の中国民法第一八五条、第一八六条及び第一八八条の規定により、被告国は原告の強制連行・強制労働に関与した日本軍人等行為について責任を負うべきである。

(二) 日本法による損害賠償請求権

戦後に生じた不法行為については、憲法一七条による国家補償の原則及び国家賠償法一条一項の適用が問題となる。

5 日中共同声明による中国政府の賠償請求権放棄と個人賠償請求権の帰趨

中国の戦争犠牲者の謝罪・損害賠償の要求に対するこれまでの被告国の対応は、一九七二年の日中共同声明（「日本政府と中華人民共和国政府の共同声明」一九七二年九月二九日署名）の賠償放棄宣言を援用して、中国国民は日本政府に対して損害賠償請求権を行使することはできないとしている。しかしながら、日中共同声明の文言は「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」と述べているにとどまり、中国政府が国家として有する賠償請求権を放棄する意思を表明したものにはすぎず、中国国民の個人の損害賠償に関する実体的な権利の放棄を意味するものではない。このことは、宣言の右文言とサンフランシスコ講和条約の日本政府の戦争請求権放棄条項の文言の違い（第一九条（a）項は、「連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し」としている。――傍線

原告代理人）からも一見明白であるし、また最近の中国政府首脳の度重なる公式発言からも明らかである。

すなわち、一九九二年三月一日、全国人民代表大会に民間人の戦争被害の賠償を要求する法案が議員立法として提出される動きがあったが、これに対して中国の外務省スポークスマンは、賠償問題は両国政府間では解決済との見解を表明しながら、「一部の中国人被害者が日本と当事者として接触することは我々の干渉するところではない。」として、民間の被害賠償請求の動きを黙認する姿勢をとっていた。また、一九九五年三月七日には、銭其 副首相兼外相が、全国人民代表大会で台湾省代表の質問に答えて、日中共同声明で放棄したのは国家間の戦争賠償であって、「個人の賠償までは含まれない。」とした上、民間賠償を求める国民の動きを阻止しないと答えた、と報道されている。

仮に、日中共同声明の右賠償放棄条項が個人の損害賠償請求権に影響するとしても、それは中国政府が外交保護権の行使として、個人の損害賠償請求権を中国政府が日本政府に対して行使する権能を放棄したことを意味するにすぎないのであって、中国国民が、日本において、日本政府を相手に損害賠償請求を提訴することを何ら妨げるものではない。

四 原告劉連仁の損害

以上のとおり、原告は、国際法上国内法上いずれの手続によっても、原告が受けた数々の試練、迫害、苦難について、被告国に対しその責任を問うことができる地位にある。本質的な問題は、原告が被った損害の請求を許さないことが国際法国内法いずれの法秩序の観点からみても正義にかなうといえるかどうかである。原告の請求を否定するものは、果たしてその否定の論理を正義の名の下に正当化できるであろうか。

戦闘員でも何でもない一般の市民が、ある日突然異国の軍隊によって暴力的に拉致され、愛する家族と文字とおり別れを惜しむ間すら与えられずに引き裂かれ、極めて非人道的な方法で家畜のように「移入」され、あげくの果ては酷寒の地において自国を侵略している国の国策に資するための奴隷労働に従事させられた、というのが原告の

体験である。原告はさらに約一三年間の間強制労働から逃れるために、人間社会から完全に離脱するという文字と
おり苛酷な逃亡生活を送ったが、原告がそのような生活に耐えられたのは、何よりも強制労働の恐怖あるいは再度
捕まったら殺されるという恐怖がすべてに勝っていたことを示すのである。原告の体験のすべてが原告が強制連行
・強制労働によって被った被害の深刻さを物語るものである。

これに対して、これまでの被告国の対応は、原告のさやかな要求に対してこれを一顧だにしないという不誠実
極まりないものであり、人道に対する罪を犯したとして国際社会から断罪された歴史的経緯を持つ政府が被害国民
に対してとる態度とは到底思えない態度を示してきた。

人間として最も精力的に活動できた年代の大半を、異国での奴隷に等しい強制労働と山中での非人間的な逃亡生
活に費やされ、発見後においても被告国から完全に無視されたまま現在まで至った原告の損害は、本訴においても
完全に回復することは到底不可能なことである。しかしながら、現代社会に生きる日本国民には想像すらつかない
であろうその悲惨な経験から生じた精神的損害を仮に慰謝すると、どんなに少なく見積もっても金二、〇〇〇万円
を下回ることはいえないといえる。したがって、原告が本訴において請求する損害賠償請求の具体的内容は、右慰謝料
金二、〇〇〇万円である。

以上の次第であるから、請求の趣旨記載のとおり、本訴の提起に及んだ。

以上

添付書類

一 訴訟委任状

二 通

一九九六年三月二五日

右原告訴訟代理人

弁護士

尾山

宏

弁護士

小野寺

利

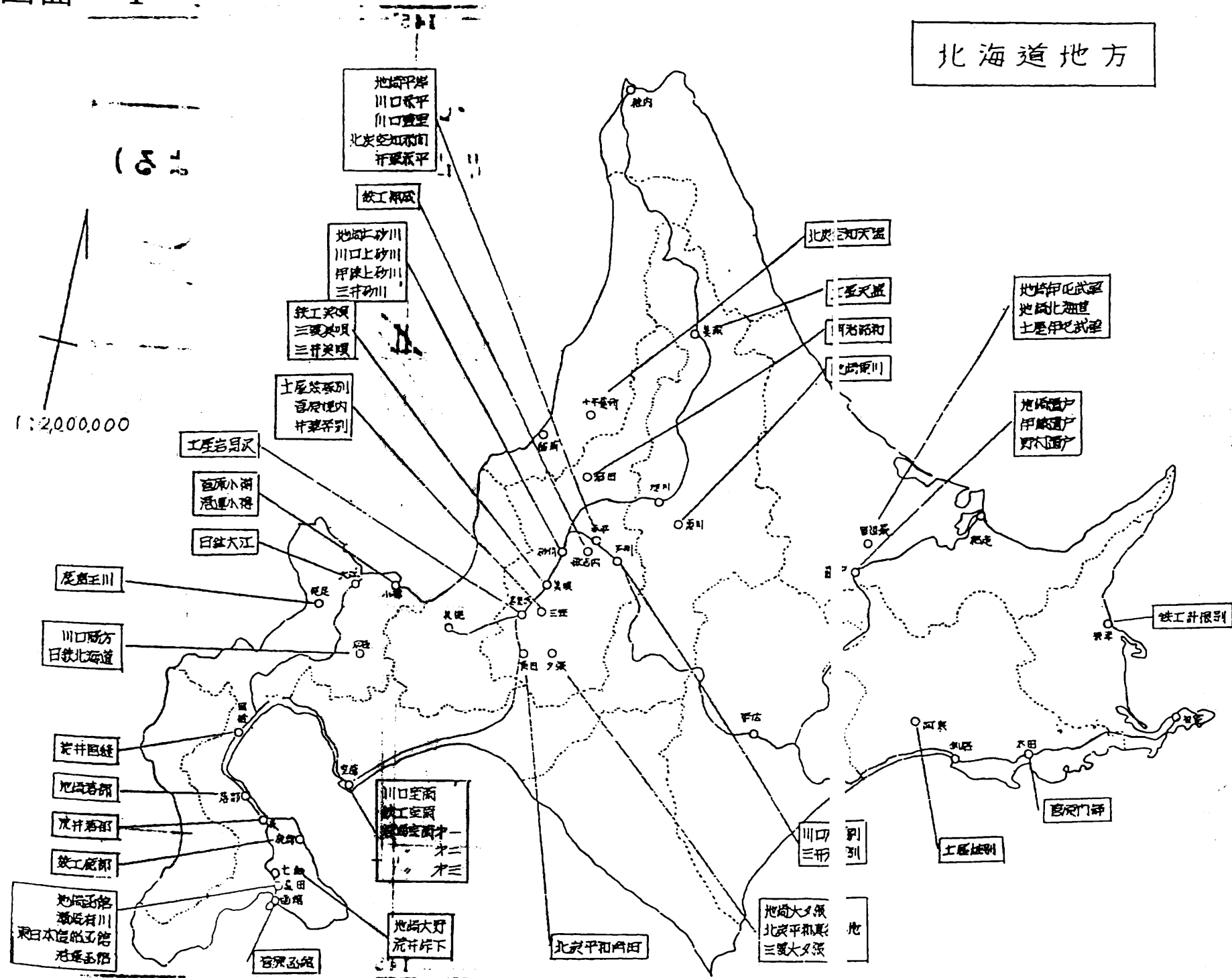
孝

弁護士

高橋

融

東京地方裁判所 民事部 御中



北海道における中国人強制連行資料・その一
(事業所所在地図・リスト及び犠牲者数)

一九八七年六月二十八日（「日中不再戦友好碑」再建除幕の日）
日本中国友好協会北海道支部連合会 作成

- 1、一九四二年十一月二十七日の「閣議決定」により始まった中国人強制連行及び強制労働は全国一三五の事業所に
おいて行われ、そのうち北海道は、十九社・五八事業所（四二・九六％）の多きに達している。
- 2、この資料は、当会に保管されている諸資料（北海道中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会による調査資料、中国人殉
難者名簿共同作成実行委員会作成の報告書等）によって作成した。
- 3、全国一三五の事業所には、「外務省報告書」によって通し番号が付されているが、これは業種・会社別になつて
いるので北海道の地域別に見るには不便である。そこでこの資料では再配列し、北海道独自の番号を付けた。この
配列順番は、「四〇〇〇〇人の中国人強制連行の真相」（一九六一年三月十五日、中国人殉難者名簿共同作成実行
委員会編）の地域別一覽表に依った。一

